

哲学歴史学科

日本史コース

奈良時代の地方仏教行政について

— 国師を中心に —

文学部 二〇二〇年度

A17LA094

なかのう まさし

中納 雅司

目次

はじめに 三

第一章 国師制度の成立と展開 五

第一節 国師制度の成立 五

第二節 国司管下の「行政的職務」の確立 一

第三節 「行政的職務」の拡大と人員増加 一五

第四節 国師の改革 二四

小括 三〇

第二章 古文書における国師制度の実態 三二

第一節 情報伝達 三二

第二節 土地検察 四一

第三節 国師による国務外の活動 四五

小括 五五

第三章 国師と地方仏教行政 五七

第一節 「僧官」としての国師―国務上の結びつき― 五七

第二節 国師と都鄙間交通―国務外での結びつき― 六一

第三節 「僧俗の媒介者」の必要性 六六

第四節 「僧俗の媒介者」の確立と国師の特殊性 七三

小括 七六

註	おわりに
引用史料目録	一七八

はじめに

奈良時代、地方社会には国分寺・国分尼寺、定額寺、そのほかの一般諸寺など多数の寺院が存在していた^一。その寺院やそこに住む僧侶集団の管理・統制は、地方仏教行政上、重要であったと言える。

その管理・統制は、養老職員令70大国条によると国司が行うことになっていた。しかし、大宝二年(七〇二)二月二十日に、国師という地方「僧官」^二が設置され(『続日本紀』同日条)、国司と国師がともに地方仏教行政に関わることとなった^三。

なぜ地方仏教行政上、国師という「僧官」が必要とされたかについて考えることは、奈良時代の地方仏教行政のあり方を明らかにする点で重要である。そして、それは当時の律令国家の地方支配のあり方の一側面を明らかにすることでもある。

その国師についての研究は膨大である^四が、本稿と関係する国師と地方仏教行政との関係については、国師の地方行政上の権限を奈良時代一貫して国司の業務の補佐的立場に留まっていたとする見解^五、国分寺造営を契機として権限を拡大し、国司に対して相対的に独立して権限を行使するようになったとする見解^六、国司と国師両者の牽制関係^七を重視する見解に大きく区分される。このように先行研究では、国司と国師の地方仏教行政上の権限を個別的に捉えている。しかし、地方仏教行政上、国司と国師両者の関与が求められた意味について、具体的な検討はほぼ行われていないと言える^八。これでは、両者の関与が必要であった奈良時代の地方仏教行政のあり方を明らかにすることは出来ないのではないだろうか。

よって、本稿では先行研究の成果を踏まえながら、国司と国師の地方仏教行政上の役割

の違いや「管隸関係」^九の有無に注目して、国師に関する法制史料を再度検討する。また、先行研究では『大日本古文書 編年文書』や『平安遺文』等に収録された古文書に登場する国師の実態についての考察が十分とは言いがたい。そこで一次史料である古文書に登場する国師についても検討を加え、国師の実態と在地社会との関係を明らかにする。そして、以上のような国師の制度と実態の両方の考察を踏まえて、地方仏教行政上、国師という地方僧官が必要とされた奈良時代の仏教行政のあり方を明らかにし、そのあり方を律令国家の地方支配のあり方の文脈で捉え直してみた。

なお、以下、柴田博子氏が提唱する^{一〇}国師の二つの役割の中で、部内諸寺の資財の調査・管理、僧尼名籍の管理などを行う「行政的職務」を中心に考察していく。そのため、国師のもう一つの役割である国内僧尼の育成、指導などの「宗教的職務」については、あまり考察することが出来なかった。また設置当初の国師の員数については、議論があるところであるが、毎国の設置を原則にしながらも兼国の場合が存在したとの見解^{一一}に基づき検討を加えていくことをあらかじめお断りしておく。

第一章 国師制度の成立と展開

本章では、法制史料から見た国師制度の成立と展開過程を検討していく。

第一節 国師制度の成立

国師は、前述のように大宝二年（七〇二）に設置された。そして、『続日本紀』和銅二年（七〇九）六月二十九日条に次のようにある。

【史料①】

勅、自ニ太宰率一已下至ニ于品官一、事力半減。唯薩摩・多禰两国司及国師僧等、不レ在ニ減例一。

これによると、国師は早く和銅期（七〇八～七一五）には辺境である薩摩国や多禰国にまで派遣されていることが窺える。また、史料上確認できる任国は、東は下総・常陸、西は出雲・筑紫にまで渡っている。これらのことから、原則として全国に派遣されていたと考えられている^二。

史料上初めて、国師の「行政的職務」の具体的内容を確認できるのが、『続日本紀』靈龜二年（七一八）五月十六日条である。

【史料②（（A）、（B）は、筆者が行論の都合上追加したものである。以下同じ。）】

（A）詔曰、崇ニ飾法蔵一、肃敬為レ本、當ニ修仏廟一、清浄為レ先。今聞、諸国寺家、多不レ如レ法。或草堂始闢、争求ニ額題一、幢幡僅施、即訴ニ田畝一。或房舎不レ脩、馬牛群聚、門庭荒廢、荆棘弥生。遂使下無上尊像永蒙ニ塵穢一、甚深法蔵不レ免ニ雨風一。

多歴二年代一、絶無ニ構成一。於レ事斟量、極乖ニ崇敬一。今故併ニ兼数寺一、合成ニ一区一。庶幾、同レ力共造、更興ニ類法一。諸国司等、宜明告ニ国師・衆僧及檀越等一、条ニ録郡内寺家可レ合并財物一、附レ使奏聞。

(B) 又聞、諸国寺家、堂塔雖レ成、僧尼莫レ住、礼仏無レ聞。檀越子孫、摠ニ撰田畝一、専養ニ妻子一、不レ供ニ衆僧一。因作ニ諍訟一、擅ニ擾国郡一。自レ今以後、嚴加ニ禁断一。其所レ有財物・田園、並須ニ国師・衆僧及国司・檀越等、相對檢校、分明案記、充用之日、共判出付一。不レ得ニ依レ旧檀越專制一。(後略)

これについては、三舟隆之氏の詳細な研究がある。氏によると、(A)は、既存の未完成寺院を淘汰するため、国司は、国師・衆僧・檀越らに告げて、合併すべき寺院とその財物を箇条書きにして記録し、報告せよと命じたものである(いわゆる寺院併合令)。一方、(B)は、和銅六年(八一三)に問題となった寺田対策^{二三}を取り上げ、完成した寺院の資財の檢校を国師・衆僧・国司・檀越らが行うように命じたものである。よって、この詔は今までの規制のなかった私寺に対して、二つの規制がまとめてだされたものとされている^{一四}。

三舟氏の見解は妥当であるが、国司と国師の関係については触れられていない点に問題がある。そこで、両者の関係に注目すると、(A)では、「諸国司等、宜明告ニ国師・衆僧及檀越等一、条ニ録郡内寺家可レ合并財物一、附レ使奏聞」と、国司が主体となっており、国師は、寺院併合については衆僧・檀越と同じように国司の指示を受けるだけである。しかし、(B)では、「其所レ有財物・田園、並須ニ国師・衆僧及国司・檀越等、相對檢校、分明案記、充用之日、共判出付一。不レ得ニ依レ旧檀越專制一」とあり、完成した寺院の資財管理は俗(国司・檀越)と僧(国師・衆僧)が共に対等な立場で管理すること^{一五}が求められたと

考えられる^{一六}。そして、「僧官」である国師は私寺の衆僧を検校し、俗官である国司は私寺の檀越を検校していたことを表している。まさに国師は、「衆僧の統括者」として、国司と対等な立場で、地方仏教行政への関与が求められたと言える^{一七}。また【史料①】に、国衙や大宰府の官人に給される従者である事力の削減を薩摩・多禰国師は受けまいとある。このことから、国師には事力が与えられていたことが読み取れる。このことも国師と国司が対等な立場であったことを示唆している。

以上のような業務を行った国師は、天平十三年（七四一）年に国分二寺建立の詔^{一八}が出され、国分二寺造営が地方仏教行政上の重要業務になると、新たな業務が追加されていく。それを示すのが、『類聚三代格』国分寺事所収の天平十六年（七四四）十月十七日勅（『類聚三代格』弘仁三年（八一二）三月二十日太政官符所引）である。

【史料③】

（前略）太政官去天平十六年十月十七日勅、国師親臨檢校務令ニ早成一。用レ料造レ物子細勘録以申ニ綱所一、一切諸寺亦復如レ之者。（後略）

これは、同年七月二十三日に国分二寺造寺のために国別正税四万束を割いて出挙稲を設定したこと（『続日本紀』同日条）を受けたものである^{一九}。そして、【史料③】では、国師が国司主導の国分二寺造営に関与することを命じた。それに加え、「用レ料造レ物子細勘録以申ニ綱所一」とあるように、七月に設定された造営費用の子細報告を僧綱に行うように命じ、そのほかの一切諸寺^{二〇}についても同じとしたものである。柴田氏は、国師が造寺に関する経済活動をも、独自の責任で、総合的に把握する責任を負うことになり、寺院に関する行政的職務においても、国司に対し、相対的に独立した権限と機能を持ち始める法

的根拠になった指摘されている^二。また、不破英紀氏は、機能を拡大しつつある僧綱による国師の職務や活動への監督・介入を生み、僧綱が公然と直接的に地方仏教行政に介入することが可能となったと指摘されている^三。

しかし、前田慶一氏が指摘されるように、造国分寺料が国師の独断で費やせたと考えることは困難^{二三}である。また、僧綱は、『続日本紀』天平十六年（七四四）九月三十日条によると【史料③】の約一ヶ月前に次のような状況になっていた。

【史料④】

詔曰、今聞、僧綱任^レ意用^レ印、不^レ依^二制度^一。宜^下令^レ進^二其印^一、置^中大臣所^上。自^レ今以後、一依^二前例^一。僧綱之政、亦申^レ官待^レ報。

これは、僧綱印を大臣のもとに置き、僧綱が行う行政職務については、太政官への報告を義務化したものである。このことから、僧綱がどこまで監督・介入できたかは疑問であり、あくまでも僧綱は国師を通じて国内寺院の状況を把握できるようにすぎないとすべきだろう。要するに、【史料③】から、国師が国司から相対的に独立して寺院に関する業務を行うことが可能になったとは言いがたい。むしろ、僧綱への報告義務のみを規定し^{二四}、その報告も不定期であり、且つ国司と国師間の「管隸関係」を定めていない点で不備があった法令といふべきである。それは、【史料②】で両者が対等に関与することが求められたことに起因すると考えられる。このような不備が、後述の国師交替時の不備に繋がると考えられる。

そして、国分寺造営に関与した国師は、さらに新しい職務が追加される。そこで注目されるのが天平十九年（七四七）十一月七日の詔（『続日本紀』同日条）である。

【史料⑤】

詔曰、朕、以去天平十三年二月十四日、至心發願、欲使国家永固、聖法恒修、遍詔天下諸国、々別令造金光明寺・法花寺。其金光明寺各造七重塔一区、并写金字金光明經一部、安置塔裏。而諸国司等怠緩不行。或处寺不便、或猶未開基。以為、天地災異、一二顯來、蓋由茲乎。朕之股肱、豈合如此。是以、差從四位下石川朝臣年足、從五位下阿倍朝臣小嶋・布勢朝臣宅主等、分道發遣、檢定寺地、并察作状。国司宜与二使及国師簡定勝地、勤加中營繕上。又任郡司勇幹堪濟諸事、專令主当。限來三年以前、造塔・金堂・僧坊、悉皆令了。若能契勅、如修理修造之、子孫無絶、任郡領司。其僧寺・尼寺水田者、除前入數已外、更加田地、僧寺九十町、尼寺四十町。便仰二所司墾開施。普告二国郡、知朕意焉。

これは、国司の怠慢により、国分二寺造営が進まず、天地の災異が起こった。そのため使を派遣し、国司が使と国師とともに国分二寺に適した地を簡定し、造営することを命じた。さらに、国分二寺造営について郡司達にも協力を呼びかけたものである。

使については、検定期間は一年ほどで、人員も三人であり、その効果を知る手がかりがなく^{二五}、使の寺地検定の役割はあまり期待出来ない。そのため、寺地の簡定には、国司と国師が主に関与したと考えられる。

また、国師にも選地作業を命じた点から、海野聡氏は、国師が国司にはない選地能力を有していたと推測され、それが国分寺伽藍造営に不可欠であったとされている^{二六}。

以上のように、大宝二年(七〇二)に全国に設置された国師は、「衆僧の統括者」として、

俗世界を代表する国司と共に国内寺院の資財管理する「行政的職務」を行った。そして柴田氏が指摘した^{三七}ように、国分寺造営開始は、国師の「行政的職務」を拡大させた（造営費用の報告や選地業務など）。しかしながら、柴田氏が指摘された国師が国司に対し、相対的に独立した権限と機能を持ち始めたとの解釈には従えない。むしろ、国師と国司は、共に地方仏教行政を行っていたが、その「管隸関係」が明確に法整備されていない状況を読み取るべきであろう。それが、次節で述べる国師交替時の不備に繋がると考えられる。

第二節 国司管下の「行政的職務」の確立

前節で述べたように、国師は「行政的職務」を拡大した。その国師と国司の地方仏教行政における関係の画期となったのが、『類聚三代格』国分寺事所収の天平勝宝四年（七五二）閏三月八日太政官符である。

【史料⑥】

太政官符

応ニ畿内七道諸国国師交替一事

右得ニ従四位上守治部卿船王等解一稱、今聞、国師赴レ任之日受ニ得官符一。解任之時国司无レ状。於レ理商量、寔為レ未レ可レ然。素縑雖レ別於レ政仍同。自今以後新旧交替、計ニ会資財一、同知ニ損益一。然後与ニ国司一共造ニ帳三通一。一通僧綱、一通三綱、一通国司、望請、頒ニ下諸国一仍以申送者。奉レ勅、宜下告ニ国師一務令中遵行上。

天平勝宝四年閏三月八日

これは、畿内七道の国師交替業務を初めて規定したものである。この史料によると、国師が赴任する際は、官符が発給される。これは任符であり^{二八}、その宛先は赴任先の国司と考えるべきであろう。しかしながら、国師が交替する際に、国司に対して「状」（交替に関する文書か）がないことが問題とされている。そのため、「素縑雖レ別於レ政仍同」、つまり俗人と僧侶は区別されるべきであるが、政の上では同じであるという考えの下、新旧国師交替時の交替文書の作成が法制化された。

その手順は、まず新旧国師が、任期中に検校した寺院の資財を計会し（数え計り）、資財の損益（資財の増減）を確認する^{二九}。その後、国司と共に、結果を報告する「帳」^{三〇}を三

通作成し、僧綱、三綱、国司にそれぞれ提出する。ここでの三綱は、国分寺三綱と考えられる^{三二}。そのことから、中村氏は、国師が計会する対象の資財は、国分寺・国分尼寺であるとされている^{三三}。しかし、【史料②】や【史料③】で国分寺以外の国内寺院の資財管理や造営費用の把握を行っていることを踏まえると、通説通り^{三三}、国内寺院の資財が対象であったと考えるべきであろう^{三四}。

ここで重要なことは、「帳」を国司と共に作り、国司への報告を規定していることである。これを木本好信氏は、【史料③】では僧綱への報告義務だけでよいとされたものが、国司等への報告を強制したものであり、その目的が、国師の資財盗用の防止と国司を通じての家統制にあつたとされた^{三五}。また前田氏は、造寺に携わるたびの不定期な報告から交替毎の定期的な報告を義務づけた点を指摘されている^{三六}。そもそも、国師の交替に関する文書が作成されていなかったこと（「解任之時国司无レ状」）は、【史料③】でみたような国師と国司の地方行政上の「管隸関係」が法制化されていなかったことに起因していたと言える。【史料⑥】は、国司に対する国師の報告を制度化することで、両者の「管隸関係」を明確化したものと考えられる。これは、【史料②】で国司と対等な立場で国内寺院の資財検校を行うように規定された国師は、国司管下の存在になったことを意味する。

では、両者の寺院資財検校のあり方はどのようなものか。そこで、参考となるのが、『貞観交替式』延暦二十四年（八〇五）十二月二十五日官符と『日本後紀』の同日条である。

【史料⑦】

太政官符

応下簡ニ一任諸国講師一及相替六年為上レ限事

右得ニ僧綱牒一稱、案ニ太政官去延暦十四年八月十二日符一稱、右大臣宣、奉レ勅、如聞、諸国国師任限ニ六年一、兼預ニ他事一、煩以ニ解由一。自今以後、宜下改ニ国師一曰ニ講師一、每レ国置中一人上。举下才堪ニ講説一、為レ衆推讓者上、申レ官奏聞、然後聽レ補。一任之後、不レ得ニ輒替一。(中略)者。今檢ニ諸国講師一、(中略)当国司等、檢ニ一掌伽藍一、諸寺綱維趨ニ一走府庁一。此非ニ道俗異レ形、魚鳥殊レ性之意一。伏望、(中略)其部内寺寄ニ一附件師一。然則用レ人之策永存、媚レ俗之辱自息。謹請ニ処分一者。右大臣宣、奉レ勅、(中略)部内諸寺者、講師国司相共檢校、不レ得ニ独恣一。

延暦二十四年十二月二十五日

【史料⑧】

僧綱言、延暦年中改ニ諸国国師一曰ニ講師一、一任之後、不レ聽ニ輒替一、講説之外、莫レ預ニ他事一、欲下能弘ニ道教一以利上レ人也。

史料の考察に入る前に、延暦十四年(七九五)の国師制度から講師制度への改革について簡単に触れておきたい。柴田氏によると、延暦十四年(七九五)の改革は、国師は講師と改称し、従来の「行政的職務」を一切禁止し、純粹に仏教者としての活動にのみ限定し、理念としての聖俗分離を明らかにしたものである^{三七}。

その改革の弊害を僧綱が訴え、講師制度に対する改革を求めたものが、【史料⑦】である。その中の「当国司等、檢ニ一掌伽藍一、諸寺綱維趨ニ一走府庁一。此非ニ道俗異レ形、魚鳥殊レ性之意一」は重要である。延暦十四年(七九五)の改革により、国師は、【史料⑧】に「講

説之外、莫^レ預^ニ他事^一とあるように「行政的職務」が禁止された。その結果、国司が国内寺院の資財の検校を行うようになり、三綱が国庁に趨走する状況となったことは、不合理であると訴えているのである。この趨走の具体的内容は、講師制度以前は国師が国司に対して管内寺院の資財管理の報告を行っていたことや後述するように国師が国司と国内僧侶間の文書の伝達業務を行っていたことを踏まえると、そのような国師の業務を三綱が行うようになった状況を示していると考えられる^{三八}。また、国内寺院の三綱としては、俗世を代表する国司の直接管理を受けるとは道理に反するという考えがあったことも窺える。このことは、講師制度以前（国師制度下）は、三綱と国司の間に国師が媒介していたことを示唆している。

そして、その国師は、交替毎に国内寺院の資財の確認を行うことになっており、それ为国司は確認する立場にあった。これらを踏まえると、【史料⑥】は「衆僧の統括者」である国師を媒介させた国司の国内寺院の円滑な資財検校を制度化したものと評価することが出来る。

以上のように、【史料⑥】は、国師と国司の関係を考える上で重要であるだけでなく、当時の地方仏教行政の変化を考える上でも極めて重要な政策と評価することが出来るだろう。つまり、地方仏教行政は、霊亀段階の国師と国司が対等に国内寺院を管理する体制から、国司が国師を媒介させて管理・把握する体制に変化したことを意味していると考えられる。

第三節 「行政的職務」の拡大と人員増加

前節で述べたように国司管下に位置づけられた国師は、「行政的職務」をさらに拡大していく。以下それについて、考察を加えてみたい。

まず注目したいのは、『日本後紀』弘仁三年（八一二）九月二十日条に引用された次の記述である。

【史料⑨】

（前略）依天平勝宝格一、東大寺四面二里之内、不_レ聴_二殺生一。今年序稍遠、禁防彌薄。宜_レ令_下便經_二国司一、新立_中標榜_上、如有_二国師不_レ檢、即以_二違勅一論者。（後略）

これによると、天平勝宝年間（七四九～七五六）に次のような命令が出された^{三九}。東大寺の四面二里の中は、殺生が禁断されているが、守られていなかった。そこで、国司を通じて禁止範囲を示す木標を立てさせ、国師が取り締まらない場合、違勅罪に課すというものである。ここからは、国司が殺生禁断の範囲を決定し、その取り締まりは国師が担当していたことが窺える。さらに、国司ではなく、国師に違勅罪を課すとしていることから、国師の「行政的職務」の責任が地方仏教行政上重要であったことを示唆している。

この国師の殺生禁断の業務は、東大寺以外の地方寺院も対象であった。それを示すのが、『類聚三代格』禁制事所収の貞観四年（八六二）十二月十一日太政官符である。

【史料⑩】

太政官符

忘_三重禁_二断月六齋日并寺辺二里内殺生一事

右檢ニ案内^一、太政官去宝龜二年八月一三日、天平勝宝四年閏三月八日、承和八年二月一四日数度騰 勅符、殺生之制前後慙、違犯之事科処已重。右大臣宣、奉^レ勅、法王制^レ戒、殺生厥初。明主施^レ仁、好生為^レ本。非^ニ唯身後之深報^一。又足^ニ眼前而速^レ災。但事不^レ獲^レ已施^ニ法於易^一。故或避之以^ニ月中六齋^一。或限之以^ニ寺辺二里^一。今聞、槃遊無^レ度之徒、不^ニ曾畏^ニ憚憲法^一。(中略)。国司講師知而不^レ糾者亦与同罪。(後略)

貞觀四年十二月十一日

この官府は、天平勝宝四年(七五二)^{四〇}、宝龜二年(七七二)、承和八年(八四一)の数度にわたって、六齋日と寺辺二里の範圍内での殺生を禁断する命令を出したが、守られていなかった。そのため、国司講師への禁断の徹底を命じたものである。

講師への改称は、延暦十四年(七九五)であることと【史料⑨】で殺生禁断に国司と国師が関与していたことを踏まえると、天平勝宝と宝龜年度の際も国司と国師が担当したものと推察される。その際の、両者の役割分担は、【史料⑨】のような形であったと考えられる。そして、【史料⑨】では東大寺のみであったが、【史料⑩】を踏まえると、東大寺以外の地方寺院や六齋日(身を慎み持戒清浄であるべき日とされた六日)でも、殺生の禁断が行われていたと考えることが出来るだろう。そして、その禁断の実務は国師が担当していたと【史料⑨】から推測できる。このことから、国師の「行政的職務」^{四一}がさらに拡大している状況を読み取ることが出来るだろう。

国師の「行政的職務」は、全国で国分寺が完成するについてさらに拡大した。国分寺は、全国一律に完成したわけではないが、遅くとも、天平宝字年間(七五七〜七六四)、とくに

聖武天皇の死（天平勝宝八歳（七五六）五月）を画期として完成したと考えられる^{四二}。また天平宝字八年（七五六）から延暦二年（七八三）にかけて、金堂や塔の修理に関する命令や僧尼の供養や寺の資財・奴婢に関する法令が出され、国分寺の人的・物的機構が整えられるようになる^{四三}。そこで、国分寺関係法令と国師の関係について考察を加えてみたい。まず、重要なのは『類聚三代格』国分寺事所収の天平宝字八年（七五六）十一月十一日太政官符である。

【史料⑪】

太政官符

応下謹造ニ国分寺一并禁上レ犯ニ用寺物一事

一 諸国々分寺年中所ニ造成一物、費ニ用財物一、依レ実勘録。毎年附ニ朝集使一申上、即令ニ奏聞一

一 今聞、国分寺封田等物、或国会不レ宛ニ造寺一。亦無レ供ニ養僧一。而国郡司等非レ理用盡、或国雖レ有レ可レ用猶不レ存レ心、唯収ニ藏中一空令ニ朽損一。自今已後不レ得ニ更然一。

一 国分寺封并佃稻地子等物、宜下収ニ納寺家一、臨レ応ニ宛用一、国司共知聴ニ国師处分一施行上。

一 毎レ年奉レ施ニ三宝一物等必依ニ内教一宛用。及封田并諸財物、若有ニ国郡司乖レ理犯用一者、即解ニ見任官一依レ法科罰永不任用一。

以前被ニ大納言三位藤原朝臣永手宣一僱、奉レ勅如レ件

天平宝字八年十一月十一日

この官符は、国分寺に関する四つの命令を出したものである。一つめが、国分寺の造営費用に関する報告を朝集使に附して申上すること、二つめが、国分寺の封戸収入や国衙直営の收穫である佃稻、賃租経営して得た地子を国郡司が不正使用することを諫めること、三つめが、国衙が封戸収入などを寺家に納め、支出する際は国司が知った上で、国師が処分を行うこと、四つめが、不正使用を行った国郡司の処分方法を規定したものの四条から構成されている。

ここで注目すべきは、一条目と三条目である。

まず一条目では、誰が国分寺の決算を勘録し、誰が朝集使に報告するかは明らかにしていない。しかし、【史料③】で国分寺の造営費用の勘録を国師が行うように規定されたこと、朝集使の資格は、大宰府の大貳以下典以上、撰津職の大夫以下属以上、国の守以下目以上を原則としていたこと^{四四}を踏まえると、次のように解釈すべきではないだろうか。つまり、国師が国分寺の「年中所ニ造成一物、費ニ一用財物一、依レ実勘録」を行い、国司はその報告を受けて、朝集使として中央政府に申上するというものである。これは第二節で論じた国司と国師間の寺院資財検校のあり方とも合致する。

次に三条目は、「国司共知」とあるように、国司の関与が必要であつたことに注意が必要である。この佃稻地子は、荒井秀規氏によるとも「ばら僧尼の供養料に充てられていた」^{四五}。また実際に国分寺僧に供養料を支給する上では、寺院内で食料や人員を管理する大衆院が関与したと考えることが自然であろう^{四六}。また、大衆院中には、国分寺クラスの場合、三綱の執務空間である政所が含まれること^{四七}も重要である。そして、前述の一条目の国師と国司の関係を踏まえると、国師は、国司に報告した上で、国分寺の三綱と協力して佃稻地

子による供養料の最終処分を行うようになったと推測することは可能ではないだろうか。佃稲地子の処分を国師が行うようになったことは、国郡司の不正使用を抑制するためであったが、国師が関与することは地方仏教行政上どのような影響を与えたのであろうか。それについて考えるために、『類聚三代格』国分寺事所収の天平神護二年（七六六）八月十八

日太政官符である。

【史料⑫】

太政官符

一 国分二寺応レ買賤、寺別奴三人、婢三人。其年満ニ六十一放免従レ良。若有ニ死闕一者依レ数買填。若別有ニ身才功能可一レ善者、不レ須レ待レ満ニ六十一、即須ニ申レ官従レ良買替一。繁息之後、不レ可ニ更買一。其價直者使用ニ寺家封物一。若誤買ニ悪奴婢一必返ニ本主一。以ニ三年一、為ニ留返之期一。

一 国分二寺田者、国司佃収以レ実入レ寺下符已畢。自今以後宜下付ニ三綱一耕營上。又聞、彼田或悪徒費ニ佃功一得レ実甚少。如レ是悪田宜下更改易便以ニ没官田随近溪美者一永奉中三寶之用上。

一 国分尼寺、先度之尼十人、後度之尼十人、合廿人。布施供養同為ニ一法一。唯先十尼之中一人死闕、即依ニ先勅一早満ニ彼数一。仍国司国師共簡定申レ官、待ニ報符一行。但後十尼者不レ預ニ此例一。

一 国分寺先經造畢塔金堂等、或已朽損將レ致ニ傾落一。如レ是等類、宜下以ニ造寺料稻一且加中修理上之

以前被_二右大臣宣_一、奉_レ勅如_レ件

天平神護二年八月十八日

これも四条から構成されている。一条目は、国分二寺に奴婢の購入を許可したものの、二条目は、国分二寺の寺田の耕作権を国司から三綱に移管したもの^{四八}、「先度」の尼十人と「後度」尼十人の布施供養料を同じとすること及び「先度」の尼が死_レ闕した場合、国司・国師が簡定することを規定したもの、四条目は、国分寺の造り終えた塔や金堂の修理を、造寺料を用いて行うように命じたものである。

ここで、注目すべきは、三条目と四条目である。

まず三条目においては、「先度」^{四九}の尼の闕の簡定を国師と国司が共に行うことを規定している点が重要である。尼の簡定を国司が行えたとは考えにくいことから、簡定業務は国師が行い、国司が太政官に報告したと考えられる。

次に四条目は、国分寺の修理費用に、第一節で述べた、天平十六年(七四四)七月二十三日設置の国分二寺造寺のため国別正税四万束を割いた出挙利稻の活用を規定したものである^{五〇}。

その国分寺修繕と国師の関係を示すのが、『類聚三代格』国分寺事所収の弘仁三年(八一二)三月二十日太政官符である。

【史料⑬】

太政官符

応_レ令_下二諸国講師一檢中一校国分二寺上事

右檢案内、(前載【史料⑬】)。自_レ茲以降遵行既久。至_二于延曆十四年一改_二国師一稱

二講師一、専任ニ講説一、不レ預ニ他事一、堂宇頽壞不レ存ニ修葺一、尊像損汚無レ情ニ改飾一。今被ニ大納言三位藤原朝臣園人宣一稱、奉レ勅、自今以後宜下与ニ国司一共令中依レ件檢校上。其申ニ一送用度一并勘ニ解由一依ニ旧例一。

弘仁三年三月二十日

海野氏は、国司と国師は共に国内の寺院を檢校する役割を担っていたにも関わらず、国師が講師となったことによる雑事が免除されたことによつて、堂の破損が生じていると解された。そして、国分寺伽藍の維持管理について、国師が実務上、重要な役割を担っていたと推察された^{五一}。

この解釈は、妥当であるが、国師と三綱・国司との関係については言及されていない。そこで参考となるのが、市大樹氏の指摘である。氏は、但馬国分寺木簡と延暦二十三年（八〇四）に気多郡高田郷に移転した第二次但馬国府関連遺跡である深田遺跡出土木簡^{五二}から、造寺料稻を管理・出挙したのは国司側であるが、国司から配分された造寺料の利稻を實際に使用したのは国分寺側であったことを明らかにされた。そして、国分寺の造営事業がある程度進捗すると、国司や郡司などが造営に直接関与する度合いが減り、それに代わつて、日常的に国分寺の諸事を掌ってきた三綱が、造営・修繕事業の要として重要な役割を果たすようになっていくのではないかと推測されている^{五三}。

前節で論じたように、【史料⑦】からは、三綱が国司の直接管理に入ること嫌う様子が見て取れ、国司は「衆僧の統括者」としての国師を管下に置くことで、国内寺院の資財管理を行ったと考えられる。また【史料③】からは国分寺の造営費用の實際の勘録は国師が行っていたことが読み取れる。

これらを踏まえると、国師は、造営の実務を担当する三綱と造寺料稻の管理・出挙を行った国司の間に媒介し、両者の関係を調節していたと考えられることは可能ではないだろうか^{五四}。だからこそ、国師の地方仏教行政上の業務が禁止されたことで、国司と三綱の間に軋轢が生じ^{五五}、国分寺の修繕にも支障をきたすようになったと考えられる。

前述したように【史料⑩】で国師が佃稻地子の処分を行い、国司に報告したことは、国司による国分寺佃稻地子の使用状況の把握を円滑化したと言える。特に【史料⑫】では、国分寺寺田の耕作権をも国分寺に移管されており、国司が国分寺の経済活動を把握する上で国師は重要であった。

また、国分寺以外の地方寺院と国司・国師の関係を考える上では、『続日本紀』の宝亀元年（七七〇）七月十五日条が重要である。

【史料⑭】

（前略）宜^レ令^下普告^二天下^一、断^二辛肉酒^一、各於^二当国諸寺^一奉^上レ読。国司・国師共知、檢^二校所^レ読経卷并僧尼数^一、附^レ使奏上。

藤本誠氏は、この史料から国師は、部内諸寺の仏像・經典の状況を把握する必要があったことを読み取っておられる^{五六}。この解釈は妥当である。この解釈と【史料③】で国分寺以外の国内寺院も対象になっていること、【史料⑩】での国師と国司の関係などを踏まえると、実際に「檢^二校所^レ読経卷并僧尼数^一」を行ったのは国師であり、その報告を受けた国司が「附^レ使^{五七}奏上」と考えられる。このことは、国司が部内諸寺の仏像や經典などの資財管理や、国家的な法会を行う上で、国師の関与が必要であったことを意味している。以上のように、全国的に国分寺が完成し、その経営機構が整備される中で、国師が国分

寺の三綱と国司との間に媒介し、その間を調節することで国分寺の運営が行われた。国司も国師を媒介させることで円滑な管理報告が可能となった。このことは、国分寺以外の地方寺院についても当てはまると言えるだろう。そして、山田英雄氏によると、国師は、天平宝字六年（七六二）〜天平神護元年（七六七）に、大小国師の区別が行われるようになった五八。このことは、一国一人を原則とした国師の人員が増加されたことを意味するだろう。このような人員増加は、国師の「行政的職務」の拡大と呼応していたと言いうことが出来る。さらに、国師の人員は、宝龜元年（七七〇）にも国毎に三人から四人に増加される五九。

第四節 国師の改革

本節では、光仁・桓武朝の国師について考察を加えていきたい。

まず、光仁朝における国師の状況を示すのが、『続日本紀』宝亀十一年（七七〇）正月二十日条である。

【史料⑮】

如聞、緇侶行事与レ俗不レ別、上違ニ无上之慈教一、下犯ニ有国之通憲一。（中略）諸国々師、諸寺鎮・三綱、及受ニ講復一者、不レ顧ニ罪福一、専事ニ請託一。員復居多、侵損不^レ少。如^レ斯等類、不^レ可ニ更然一。宜^下修ニ護国之正法一、以弘^中転禍之勝縁^上。

これは、諸国の国師、諸寺の鎮（寺の管理を任とする僧職）、三綱、「受ニ講復一」^{六〇}の不正を糾す詔である。その不正の内容は、二つ指摘されている。国師はどのような不正を行っていたのか考えてみたい。

一つめは、「不^レ顧ニ罪福一、専事ニ請託一」とあるように、僧侶が権力ある人に私事を頼み入ることである。名畑崇氏は、次に述べる員数増加の原因をこの「請託」としている^{六一}が、「不^レ顧ニ罪福一、専事ニ請託一」と「員復居多、侵損不^レ少。」は対句的な形を取っていることを考慮すると不適であろう。

二つめは、「員復居多、侵損不^レ少」である。「侵」は「おかす」、「損」は、「へらす」を意味すると考えられるから、国師の員数増加が地方財源に損害を与えていたことを意味すると考えられる。このような国師の経費問題は、桓武朝の国師の人数削減や任期延長政策によって解決が図れることになる。

そのような状況を踏まえ、僧侶を護国に奉仕させるように命じたもの^{六一}が、この詔であ

る。これは、国師に「宗教的職務」を果たすことを国家としては求めていることを意味する。

しかしながら、僧侶の行いが、「与レ俗不レ別」ことが問題となっているにも関わらず、今まで述べてきた国師の「行政的職務」は否定されていない。これは、国師は「宗教的職務」を果たしながら、「行政的職務」を行うことが求められていることを意味している。そして、それだけ、地方仏教行政上、国師の「行政的職務」が重要であったことを示しているとも言える。要するに、国家としては国師による悪弊だけを諫め、国師の宗教的資質を維持しようとしているのである。しかしながら、具体的な解決策などは示しておらず、権限への規制もなく抜本的な改革とは言いがたい。

続く桓武朝には、国師制度について具体的な改革が行われる^{六三}。一つめは、国師定員の削減政策である。それを示すのが、『続日本紀』延暦二年（七八三）十月七条である。

【史料⑩】

治部省言、去宝亀元年以降、増^一加国師員^一、或国四人、或国三人。於^レ事准量、深^一匪^一允愜^一。望請、自^レ今以後、依^二承前例^一、大^一・上国各任^二大国師一人・少国師一人^一、中^一・下国各任^二国師一人^一。許^レ之

これは、宝亀元年（七七〇）以降、国師の員数が三人から四人増加されたことは、まことに適当でない。そのため、「承前例」によって、大国・上国には大小国師二人を任じ、中・下国には、国師一員を任じるように命じたものである。

宝亀元年（七七〇）の国師員数増加については、井上薫氏^{六四}や前田氏^{六五}は、道鏡政権に

よる僧侶優遇政策と解されている。しかし、堀裕氏が指摘されるように称徳朝最末期の仏教政策ならば、光仁天皇の即位後直ちに改定されるべきであり、道鏡政権下の僧侶優遇政策と解することには疑問が残る^{六六}。一方、名畑氏は、【史料⑭】を行うための員数補充と解された^{六七}。第三節までの考察を踏まえると、名畑氏の見解に従うべきであろう。

また、「承前例」については、通説的には天平宝字六年（七六二）から天平神護元年（七六五）の間に求められている^{六八}。しかし、堀氏は、『東大寺要録』巻第八雜事章第十之二所引安居縁起の「天平勝宝（歳次／乙丑）毎レ国任ニ大小国師」から、天平勝宝元年（七四九）の命令との関係を想定された。大小に国師を分離したのは大国と上国に限られており、山田氏が検討した史料に現れた国師が中下国のものである可能性や略称の可能性、あるいは施行が遅れた可能性を考え、山田説を批判された^{六九}。しかし、安居縁起については、後世なんらかの事業で新たな意味が付されて成立した可能性もあり^{七〇}、山田説に従うべきであろう。

そして、【史料⑩】を名畑氏は員数を国の等級に準じた整理政策の一環と解された^{七一}。氏の見解は妥当であるが、この人員削減についても国師の「行政的職務」は問題とされていないのである。

次に、国師の任期と任用基準についても改革が行われた。それが、『続日本紀』延暦三年（七八四）五月一日条である。

【史料⑰】

勅曰、比年、国師遷替、一同ニ俗官^一、送レ故迎レ新、殊多ニ勞擾^一、教導未レ宜、弘益有レ虧。永言ニ其弊^一、理須ニ改革^一。自今以後、宜下^下択ニ有智有行為^レ衆推仰者^一補上^レ

之。其秩滿之期、六年為レ限。如有下身死及心性僂惡為ニ民所レ苦者上、隨即与替。これは、国師の任期を六年と定め、「有智有行」で衆僧が推挙し仰ぐ者を任用すると定めたものである。ここでは、「国師遷替、一同ニ俗官一」による二つの問題が指摘されている。柴田氏は、「殊多ニ勞擾一」を「教導未レ宜、弘益有レ虧」にかけて理解されている^{七二}が、対句関係を意識すれば、並立的に理解すべきであろう。

一つめが、「送レ故迎レ新、殊多ニ勞擾一」である。まず、「国師遷替、一同ニ俗官一」とあるが、この当時の国司の任期は、四年であった（『続日本紀』天平宝字八年（七六四）十一月二十八日条）。国師の任期も同じく、四年であったと言える^{七三}。この任期延長の意図を考える上で、興味深いのが『続日本紀』天平宝字二年（七五八）十月二十五日条と宝龜十一年（七八〇）八月二十八日条である。

【史料⑱】

勅、如聞、吏者民之本也。数遷易、則民不レ安レ居。久積レ習、則民知レ所レ從。是以、服ニ其徳一而從ニ其化一、安ニ其業一而信ニ其令一。頃年、国司交替、皆以ニ四年一為レ限。其則、適足レ勞レ民、未レ可ニ以化一。（中略）。自レ今以後、宜下以ニ六歳一為レ限、省ニ送レ故迎レ新之費一、其每レ至ニ三年一、遣ニ巡察使一、推ニ一檢政迹一、慰中一問民憂上。待レ滿ニ兩廻一、随レ状黜陟。庶令下移ニ一易貪俗一、悉變ニ清風一、黎元息レ肩、倉粟有上レ実。普告ニ遐邇一、知ニ朕意一焉。

【史料⑲】

太政官奏曰、筑紫太宰、遠居ニ辺要一、常警ニ不虞一、兼待ニ蕃客一。所レ有執掌、殊ニ一異諸道一。而官人相替、限以ニ四年一、送レ故迎レ新、相ニ一望道路一。府・国因弊、職此

之由。加以、所レ給厨物、其数過多、每守ニ旧例一充給、或闕ニ蕃客之儲一。於レ事商量、甚不ニ穩便一。臣等望請、且停ニ交替料一、兼官人歴任、増為ニ五年一。然則、百姓息レ肩、庖厨無レ乏。伏聴ニ天裁一。奏可之。

【史料⑱】は、従来四年であった国司の任期を六年に延長し、三年ごとに巡察使（諸国をめぐり、国司などの治績を調査、人民の生活状況を視察し、復命・上奏するために、臨時に設置された官）の派遣を定めたものである。任期延長の理由は、民の教化には四年では短いためとされている。しかし、「以ニ六歳一為レ限、省ニ送レ故迎レ新之費一」とあるように、国府の経費削減の意図もあつたことがわかる。このことは、任期の延長によって「黎元息レ肩、倉稟有レ実」という認識からも窺える。

また【史料⑲】は、大宰府の官人と管内諸国司の任期を四年から五年に延長し、交替料（食料・馬・脚夫）を停めることを奏上し、許可されたものである。国司の交替に伴う費用が、「闕ニ蕃客之儲一」という状況を引き起こすほど過大であったことが窺える。そして、【史料⑳】も踏まえると、国司の頻繁な交替は、国府の財政難を引き起こす原因にもなつていたと考えることが出来る。

また、国師の交替費については、天平十年（七三八）度の『駿河国正税帳』と『周防国正税帳』（『復元天平諸国正税帳』）の記述が重要である。

【史料㉑】

下総常陸等国国師賢了上一口 六郡別半日食爲単一十一日 上三口
従三口 従九口

【史料㉒】

十二月一日下伝使

筑紫国師僧尊泰從僧二人沙弥二人童子三人合
八人四日食稻十一束六把酒二斗塩六合四夕

ここからは、任国に赴任もしくは任国から帰京する^{七四}国師と從者が国内を通過する際に、郡別に食料が供給されていた様子が窺える。また、延喜太政官式¹⁷新任国司食伝条は、新任国司の赴任時の給食について定めたものである。そこには「講読師赴^レ任准^レ此。唯不^レ給^ニ伝符^一」とあり、講読師は国司に準じる形で給食を受けていたと考えられ、国師も何らかの形で給食を受けていたと推測される。

これらを踏まえると、「送^レ故迎^レ新、殊多^ニ勞擾^一」は、国師交替時の経費問題を指しており、それを解決するために任期を四年から六年に延長したと解釈することが出来る。

経費問題に加えて、「国師遷替、一同^ニ俗官^一」による「教導未^レ宜、弘益有^レ虧」も問題となっていた。前述の【史料¹⁸】で見たように、国司の任期延長には、経費削減に加えて、民の教化の意図もあった。それを踏まると、国師の任期が四年から六年に延長されたことは、民の教導面からの意図もあったと考えることが出来るだろう。

さらに、史料上初めて確認できる国師の宗教者としての基準である「宜^下扱^ニ有智有行為^レ衆推仰者^一補^上之」も設けられている。国師の宗教者としての資質にも問題があったことが窺える。

このように、【史料¹⁷】は、「国師遷替、一同^ニ俗官^一」による経費問題と民教導が行き届かない状況を改善するために任期を延長し、加えて宗教者の資質の改善を図ったものであった。しかし、ここでも国師の「行政的職務」は問題にされず、容認されている^{七五}。

小括

以上、第一章では国師の制度的変遷を、国司との地方仏教行政上の関係に注目して検討してきた。それについて要約すると以下の通りである。

大宝二年（七〇一）に全国に一国一員の原則で設置された国師は、「衆僧の統括者」として国司と共に地方寺院の資財検校に臨んだ。そして国分寺造営が始まると、造営についても協力するようになった。しかしながら、国司と国師の間での「管隸関係」については明確に規定されておらず、制度としての不備を抱えたものであった。

その不備を是正するために定められたのが、天平勝宝四年（七五二）閏三月八日太政官符である。これによって、国師は国司管下の存在として位置づけられ、国司は国師を媒介させて国内寺院の資財の検校を行う体制が構築された。

それ以降、国師は、寺院四面二里と六斎日の殺生禁断の検校、毎年の国分寺の経費の勘録と国司への報告、国分寺田料の僧尼供養への処分と国司への報告、国分尼寺尼の簡定と国司への報告、国分寺修繕時の三綱と国司の間の調節、国内諸寺の読んだ大般若経・僧尼数の検校と国司への報告、といった地方仏教行政上多様な職務を行うようになり、「行政的職務」は飛躍的に拡大した。そして、国司は、国師の報告に基づき地方仏教行政の把握を行っていた。そのような状況の下で、国師の員数が増加されていった。

しかし、「行政的職務」の拡大させた国師は、悪弊を引き起こし、光仁桓武朝では、国師制度について改革（定員削減、任期延長、資質担保）が行われた。また、国師の「宗教的職務」も重視されるようになった。しかし、「行政的職務」は否定されず、むしろ容認されていた。つまり、それだけ、国師の「行政的職務」が、地方仏教行政上重要であったこと

を物語っている。

これらを踏まえると、国師は、国内僧尼と国司を結び、地方仏教行政の媒介者を果たし、国内寺院の管理統制の強化や国分寺の経営・維持管理の円滑化をもたらしていたと言える。言い換えるなら、国師はまさに、「僧俗の媒介者」として、地方仏教行政に関与し、それに基つき、国司は国内寺院の管理を行ったのである。

このように、地方仏教行政上、「僧俗の媒介者」を果たしていた国師が、実態としてはどのようなものであったのかについて、章を改めて古文書に基づいて検討を加えていきたい。

第二章 古文書における国師制度の実態

本章では、古文書から国師の実態を検討する。以下、その実態を大きく三つに区分して考えていきたい。

第一節 情報伝達

まず検討したのは、『大日本古文書 編年文書』二十四卷六〇三〜六〇七頁^{七六}の「大宰府牒案」（東大寺所蔵）と『東大寺要録』巻第六封戸水田章第八所収の「天平勝宝二年三月二十九日民部省符」である。

【史料②】

大宰府 牒国師所

観世音寺

右寺、伍佰町

諸国国分金光明寺

右寺、壹仟町

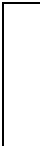
諸国国分法華寺

右寺、肆佰町

自余定額寺

右寺、壹佰町

牒、被ニ治部省去七月十九日符一稱、被ニ太政官今



符一稱、奉ニ今月一日勅一稱、

去四月一日詔書、寺寺墾田地許奉者、宜下依二件数一施行上者、省宜承知、准レ勅施行□、
府宜ニ承知一、准レ状施行者、宜レ知ニ此状一、准レ状施行、今以レ状牒、々至准レ状
天平勝宝元年九月二十九日從七位上行少典茨田宿弥五百村
小貳從五位下小野朝臣田守

【史料⑳】

民部省符山陽道諸国司等

大安寺 薬師寺 興福寺 大和国法花寺

諸国金光明寺

右寺別一千町

大和国々分金光明寺

右寺四千町

元興寺 飛鳥寺

右寺二千町

弘福寺 川原 法隆寺 鰯

四天王寺

崇福寺 志我寺 新薬師寺 建興寺 豊浦寺

下野薬師寺 筑紫観世音寺

右寺別五百町

諸国法花寺

右寺別四百町

自余定額寺

右寺別百町

以前、被_レ太政官去天平勝宝元年七月十四日符_一備、奉_二今月十一日勅_一備、去四月一日詔書、寺寺墾田地許奉者、宜_下依_二件数_一施行上、今以_レ状下、符到奉行

天平勝宝二年三月廿九日

両者の関係については、水野柳太郎氏の見解を紹介したい^{七七}。【史料⑳】と【史料㉓】の「去四月一日詔書」は、『続日本紀』天平勝宝元年（七四九）四月一日条に期された盧舎那仏前で石川乙麻呂が宣した、「寺々（へる）墾田地許奉（へる）」を指している。これは寺院に墾田地の選定を許可したものである。しかし、寺院の範囲や面積を制限しない漠然としたものであった。そのため、施行細則を定めた勅が七月一日もしくは十一日に_{出された}^{七八}。太政官はこれを受け、太政官符を下した。それを示すのが、『続日本紀』天平勝宝元年（七四九）七月十三日条である。

【史料㉔】

定_二諸寺墾田地限_一。大安・薬師・興福・大倭国法華寺、諸国分金光明寺、々別一千町。大倭国々分金光明寺四千町。元興寺二千町。弘福・法隆・四天王・崇福・新薬師・建興・下野薬師寺・筑紫観世音寺、々別五百町。諸国法華寺、寺別四百町。自餘定額寺、々別一百町。

【史料㉓】の「太政官去天平勝宝元年七月十四日符」は、【史料㉔】を指すと考えられるが、日付が一日ずれている。しかし、その差が決定的な意味をもっているわけではな

い^{七九}。太政官符を受けた治部省は、七月十九日に治部省符を大宰府に発した（おそらく、この時諸国の国司にも同様の省符が伝えられたであろう）。大宰府では、治部省符が出されてから約七〇日後の九月二十七日に、国師所あての大宰府牒を発している。【史料②】には、国師所が所管する寺院のみが挙げられている。これは墾田地の占定を許可する対象地への通達を意味する。太政官符を受けた民部省は、約八ヶ月後の天平勝宝二年（七五〇）三月二十九日には山陽道の国司に【史料③】を下した^{八〇}。

以上が、水野氏の見解である。このような経緯をたどった寺院の墾田地許可命令は、（天皇―太政官―治部省―大宰府―国師所）へ（天皇―太政官―民部省―山陽道諸国司等）という二つのルートで地方に伝達されたことが窺える。これは、寺墾田地は国師と国司の両者が関与するための措置と考えられる。水野氏が指摘する^{八一}ように、国師は国内寺院に墾田地選定許可の伝達を行っている^{八二}。このことは、国司や大宰府^{八三}は、国師を介在させて管内寺院に中央政府からの命令を伝達していたことを示す。

次に、最澄の得度受戒関係史料に検討を加える。まず、「近江国府牒」（『大日古』六一六〇四く六〇五、「来迎院文書」）を見てみよう。

【史料⑤】

国府牒 国師所

「卅二枚」

応得度人

三津首廣野年拾五
滋賀郡古市郷戸主正八位下三津首淨足戸

読法華經壹部

最勝王經壹部

薬師経壹卷

金剛般若経壹卷

方廣経開題 具唱礼

金藏論我慢章壹卷

三宝論壹卷

俗典貳卷

牒、被ニ治部省去十月十日符一偁、被ニ太政官今月五日符一偁、得ニ近江国解一偁、国分寺僧最寂死闕之替、応ニ得度一如レ件者、省宜ニ承知一、依レ例施行者、国宜ニ承知一、依レ例得度者、国依ニ符旨一、牒送如レ件、宜レ察ニ此状一、依レ符施行、今以状牒

宝亀十一年十一月十日

大掾藤原朝臣俊房

一 国印廿四跡

剃受案

これは、三津首廣野（最澄）を得度せよと命じたものである。まず、国府は国分寺僧の欠員の代わりに廣野の得度申請^{八四}を太政官に行った。それを受けた太政官は、宝亀十一年（七八〇）十一月五日に治部省に得度させるように官符を出し、それを受けた治部省が国府に治部省符を下した。そして国府が国師に得度させるように命じた。

このように国分寺僧欠員の得度申請及び実行命令は、へ国解↓太政官符↓治部省符↓国府牒↓国師所」というルートを通じて伝達された。その得度命令を得度の師主（学問修業でよりどころとなる師）や三津首廣野に伝達する職務を国師が行ったことが、「最澄度牒案」（『平安遺文』四二八一号文書）から窺える。

【史料②⑥】

沙弥最澄年十八 近江国滋賀郡古市郷戸主正八位下三津首淨足戸口同姓広野黒子頸左一右肘折上一

右、被_二治部省宝龜十一年十月十日符_一備、被_二太政官同月五日符_一備、近江国々分寺僧最寂死闕之替、応_二得度_一者、十一月十二日国分金光明寺得度、

師主左京大安寺伝燈法師位行表

延曆二年正月廿日

大国師伝燈法師位行表

中国師伝燈法師

少国師伝燈満位妙定

少国師習学住位花柏

国檢_二案内_一、省符灼然、仍追与_二度縁_一、

参議正四位下行左衛士督兼守藤原朝臣 在京 從五位下行大掾橘朝臣 暇

從五位下介大伴宿禰繼人

外從五位下行右衛士少尉兼小掾津連 暇

正六位上行大目調忌寸家主

從六位上行少目勲十一等酒部造 入部

「国印廿三跡」 「度縁案」

これは、最澄の得度を証明する度縁の案文である。ここに国師と国司の署名があることについては、倉橋はるみ氏の解釈が妥当であろう。氏によれば、僧尼を監督するための事務系統は治部省玄蕃寮より僧綱を経て中央僧尼へ、地方では国郡司より国師を経て地方僧尼へと伝達されたものであるから、一度中央の太政官符・治部省符が下って得度が許された以上は、その部内の寺院に対して責任をもつ国司・国師が度縁の発給を任されており、国師の署は僧綱の署に、国司の署は治部・玄蕃の署に代わるものであった^{八五}。また師主が、度縁の本文を記したと考えられ^{八六}、【史料^{②⑥}】に引用された太政官符・治部省符は、【史料^{②⑤}】を踏まえたものである。ここから、【史料^{②⑤}】に引用された太政官符・治部省符の内容を国師が、得度を行う師主に伝達していたことが窺える^{八七}。

そして、度縁の署名順番は、師主の度縁本文作成、国師の署名、国司の署名である。さらに、前述した太政官符・治部省符の師主への伝達ルートを考慮すると、度縁の作成は、へ国解による得度申請↓太政官符↓治部省符↓国府牒↓国師所↓国師が師主に得度許可を伝達↓師主の度縁本文の作成↓国師の確認・署名↓国師が国司に度縁提出↓国司の省符確認・署名」という順序を経たことが窺える。また、度縁は本人が最終的には所持するものであることから、上記の順番で作成された度縁は、へ国司↓国師↓師主↓得度者」という順番で伝達されたと推測される。

このように、国師は、国司と師主の間に介在し、省符の伝達、僧綱の代わりとしての度

縁署名を行っていた。

次に、「僧綱牒」(『平安遺文』四二八四号文書)を検討したい。

【史料②7】

僧綱 牒近江国師

今年受戒僧事

僧最澄年廿

近江国滋賀郡古市郷戸主正八位下三津首浄足戸口
同姓広野黒子 頸左一 右肘折上一

牒上、件僧以ニ今年ニ受戒已畢、国師承知、

經ニ於国司ニ、編ニ附国分寺僧帳ニ、今以レ状下、牒到奉行

延暦四年四月六日

從儀師「常耀」

大僧都「賢璟」

威儀師「明道」

少僧都「行賀」

威儀師「壽方」

律師

律師「玄憐」

これは、受戒が完了したから、件の僧を近江国分寺の「僧帳」に編附すべき旨を僧綱が近江国師に伝えたものである^{八八}。

ここで、重要な点は、僧綱は国師を介在させて、国司に最澄の受戒完了を知らせている点である。要するに、僧綱は直接、国司に伝達することが出来なかつたのである。そのため、国師の関与が必要とされたと考えられる

「僧帳」は、僧尼の異動を毎年国司がまとめて太政官に報告した「僧尼帳」^{八九}の基礎資

料となるものと解される。それは三綱が国司に報告することになっていった。そして、【史料⑦】に見える三綱の国庁に趨走する状況となったことは、不合理であるとの訴えを考慮すると、国師は三綱の国司への報告をも代替していた可能性がある。

また、受戒が完了した旨は、太政官・治部省經由ではなく、僧綱・国師經由で国司に伝えられている。これは、律令国家が文書の伝達ルートをその手続きによって使い分けていたことを意味する。受戒を証明する戒牒は、戒を受ける沙弥本人が、戒師（戒を授ける師僧）に対してその旨を乞い、戒師がそれを許すというものであつて、得度を証明する度縁と比べてはるかに宗教的色彩を濃厚にもつていた^{九〇}。ことと関係すると解される。

第二節 土地檢察

次に国師と土地檢察（寺領の認定・保証）について考えてみたい。

まず、「因幡国国師牒」（『大日古』五五二六〜五二七）^{九一}、「因幡国司牒」（『大日古』五
一五二五〜五二六）^{九二}を検討する。

【史料⑳】

因幡国国師牒 東大寺三綱務所

墾田立券事 部下高草郡田者

右、得ニ寺家去三月十四日牒一、僞、先墾田長国造勝磐欠物分、所レ進墾田券欲レ立者、
今依ニ牒旨一、与ニ寺立券使僧慶浄一、共勘ニ一、定田籍一、立券已訖、仍注ニ事状一、便付一
廻使僧慶浄一、以牒

天平神護元年四月廿八日

大国師法師 玄蔵

【史料㉑】

因幡国司牒 東大寺三綱務所

墾田券文壹紙 部下高草郡田者

牒、得ニ寺去三月十四日牒一、僞、得ニ彼部高草郡国造難磐之妻子解状一云、上件墾田永
売寺家、欲レ足ニ損物一者、三綱依ニ解状一、檢領已訖、乞察ニ此趣一、依ニ田図籍勘定一、
欲レ得ニ券文一、仍注ニ事状一、付ニ僧慶浄一者、今依ニ牒旨一、立券如レ件、便付ニ廻使僧

慶浄一、且状以牒

天平神護元年四月廿八日正八位上行目田辺毘登音弟虫

外従五位下行掾建部朝臣人上

【史料⑳】は、東大寺牒を得た国師が、東大寺の立券使僧慶浄と共に墾田の勘定を行い、立券が終了した旨を僧慶浄に付したものである。また、【史料㉑】は、東大寺牒を得た国師が、立券文を添えて、墾田の立券が終了した旨を僧慶浄に付したものである。

これらを、川尻秋生氏は国司とともに国師も部内の寺田の立券・承認に関わっていたことを示していると評価されている^{九三}。確かにこの評価は妥当であるが、国師と国司の関与の相違については言及されていない。寺田の立券・承認について、【史料㉒】では「今依二牒旨一、与二寺立券使僧慶浄一共勘二一田籍一、立券已訖」とあり、田籍の勘定などの実務に国師が関与していることを示している。ここからは、【史料㉑】が、「墾田券文壹紙」に添えられたものであることを踏まえても、国師が田籍の勘定を行い、国司がそれを確認することで立券の効力が発生していたことが窺える。だからこそ、東大寺は、国司と国師に寺牒を発したと考えられる。

また小口雅史氏は、寄進ないしは売得による寺墾田地の立券に際しては専ら在地の国師が当たり、僧綱に代わって在地において中央の官大寺の立券に当たったと評価されている^{九四}。僧綱の代わりという評価は、ひとまず置くとしても、以上のような国師と国司の関係にも注目すべきであろう。

このように、一章で論じたように制度的には国内寺院の資財管理を国司管下で行った国師は、国外寺院の墾田についても関与していた。それについても、国司管下で行われてお

り、国司の田籍勘定の実務を代行していた^{九五}と評価することができると。
次に、延暦七年（七八七）の「多度神宮寺伽藍縁起并資財帳」^{九六}に検討を加えたい。

【史料③〇】

伊勢国肆町陸段参伯歩

（内訳 中略）

尾張国壘田并田代参拾伍段肆拾歩

（中略）

延暦廿（七カ）年十一月三日

願主沙弥 「法教」

鎮修行王往位僧

「賢中」

知事修行入位僧病

檢察

伊勢国

大国師伝燈大法師

少国師伝燈往僧 「慈浩」

尾張国

大国師伝燈法師 「惠聡」

少国師伝燈法師

僧綱御使

従儀僧 「慈広」

僧綱判収

大僧都修行伝燈大禪師位 「賢璟」

少僧都伝燈大法師位 「行賀」
少僧都伝燈大法師位 「玄憐」
律師伝燈大法師位

(後世の追筆 後略)

この資財帳は、僧綱による寺院検査のために作成された資財帳である^{九七}。伊勢国国師は、管内の寺院の墾田を検査したことが窺える。また、多度神宮寺領が尾張国にあるため、尾張国国師が関与したと考えられる。ここからも、国師は国外寺院の墾田に関与していたことが読み取れる。

さらに、川尻氏が指摘されるように、この資財帳は国司・治部省・太政官等の俗官の経ていないことに特徴がある^{九八}。この事実は、国師の土地検査が、令制国としての寺墾田承認を国司の署名なしに行えたことを示し、【史料⑳】【史料㉑】のあり方とは対照的である。

第三節 国師による国務外の活動

前節まで、古文書に現れた国師の「行政的職務」の実態を考察してきた。しかし、「行政的職務」とは異なる働きを示す古文書が数点見られる。以下、それについて検討を加えていきたい。

一つめは、「尾張国国師鏡忍仕丁貢進文」二通である（『大日古』二十五―二八、一四二）。

【史料③①】

長谷部池主 年廿五
尾張国中嶋郡茜部郷戸主従八位上長谷部稻持戸口

先参入役日百日

天平勝宝二年四月廿四日尾張国師鏡忍

「四月 五月」

【史料③②】

甚目子牛養 年廿三
尾張国海部郡志摩郷戸主甚目百足戸口

先参入役日百廿日

天平勝宝二年四月廿四日尾張国国師鏡忍上

「四月 五月」

これは、東大寺大仏造営などの労役に携わる者を造東大寺司に貢進したことを示す史料（仕丁貢進文）であり^{九九}、得度を申請した貢進文（優婆塞貢進解）ではない^{一〇〇}。佐藤文子氏は、「先参入役」の記述から、【史料③①】【史料③②】を、出家得度を念頭に置きながら、

造東大寺司への出仕を願ひ出たものであるとされている^{一〇一}。

貢進主体である尾張国国師鏡忍について、佐久間童氏は、良弁の弟子で華嚴教学に詳しく、後に律師となった人物とされている^{一〇二}。氏は、特に根拠となる史料を挙げておられないが、おそらくは、『七大寺年表』（『続群書類従』第二七輯上）の「宝龜四年癸丑。（中略）。律師鏡忍。（二月二十四日任。華嚴宗。／東大寺。良弁弟子）」によつたものである。

良弁は、国家的な仏教を主導する王権（聖武天皇、光明皇后、孝謙天皇）のブレーンとして活躍し、王権と密接な関係を有した僧であり、天平勝宝三年（七五一）頃から、造東大寺司に関わり始めたとされている^{一〇三}。その人物の弟子とされる国師鏡忍が、造東大寺司に労役者を貢進しており、その時期は、良弁の造東大寺司への関与が確認される時期とほぼ一致している。

これらを踏まえると、尾張国師鏡忍は、良弁との関係に基づいて中央へ労働力提供を図つたと解釈することが可能であろう。

次に、石山寺造営関係史料に登場する国師について検討を加えたい。これについては、従来の国師研究では、内容の検討は殆ど行われていなかった。そのため、石山寺造営に関する研究を参照しながら、近江国国師法備が石山寺に施入した殿舎（以下三丈殿）を検討していきたい^{一〇四}。

まず、「矢口公吉人屋丈尺勘注解」（『大日古』四一五二八～五二九）から始めていく。

【史料^{③③}】

勘注屋板一間 長三丈 廣三丈 高九尺七寸

(中略 勘注結果を記す)
以前、屋丈尺勘注如レ前、仍注状申送、以解

天平宝字五年十二月二十八日勘注書生矢口吉人

上坐僧 最貞
寺主僧 最善
可信僧 最琳
鎮僧 最信

これは、板屋の丈尺を勘注したものである。連署している某寺三綱は、近江国分寺の三綱と思われ、良弁の命によって勘注され、石山寺又は東大寺に送られたものと推測される^{一〇五}。この板屋こそが、三丈殿と考えられる^{一〇六}。その運漕費用を計上したものが、「信楽殿壊運所解」^{一〇七} (『大日古』五^一七四^一七五) である。

【史料③④】

謹解 申壊運屋事

合板屋壹字 三間 長三丈
廣二丈

壊運単功人合三百五十五人

自山至于川津運人百八十六人

自川津至于石山津運人百六十九人

「右件物、奉レ充ニ国師一」

応充功食人百六十九人

食米三石三斗八升 別人充二升

功錢二貫五百卅五文 別人充十五文

粉酒六斗七升六合 別人充四合
直錢六百七十六文 別升充十文

菜五斗七合 別人充三合

塩三升四合 別人充二夕

以前、所レ用物等数、注頭申送如レ件、仍具以レ状解

天平宝字六年正月廿八日

「依ニ大徳宣一充ニ錢參貫貳佰拾壹文一 使僧 慶宝

米參斛參斗八升

僧 正順

奉宣史生師

僧 法宣

これによると、三丈殿は、山^{一〇八}から川津（矢川津）を経由して、石山津まで運漕されて^{一〇九}、延べ人数三五五人が動員された。その内訳は、山から川津までが、一八六人であり、川津から石山津までの区間だけということである。このことは、費用が計上されたのは、山から川津までの経費を負担したことを示し^{一一〇}、国師法備はある程度の経済力を有して

いたことが窺える。また、使僧である慶宝^{一一}、法宣は、藤原豊成の別業である五丈殿（信楽殿、甲賀殿）を運漕するために設置された信楽殿壊運所の領を務めていたことが知られている^{一二}。

運漕経費は、大徳、つまり良弁の宣によって支出され（申請した功銭・食料の量と一致）、「奉宣史生師」は、僧綱の史生で、特に拔擢されて、石山寺の良弁のもとに派遣された僧侶である^{一三}。その支出は、天平宝字六年（七六二）二月八日に行われた。そのことを示すのが、天平宝字五年（七六一）から七年（七六三）一月三〇日までの日々の銭用途を記した「造寺料銭用帳」^{一四}の次の記述である。

【史料³⁵】^{一五}

六年正月

十六日下銭伍貫

（中略）

「検」八日下銭参貫貳佰拾壹文

壊運夫等功食

右、買板屋殿一字料、附ニ大友禪師一、充ニ甲賀一如レ件 国師入

大友禪師は、信楽殿壊運所のなかに存在した「大友禪師所」^{一六}の代表と考えられる。「甲賀」が何を指すのか不明である^{一七}が、「国師入」とあるから、運漕経費は最終的には国師のもとに入れられたと考えられる。

このことは、【史料³⁴】の「右件物、奉レ充ニ国師一」からも窺える。さらに、石山寺造営

の最終決算報告書とみられる「造石山院所解案（秋季告朔）」^{二一八}の次の記述からも窺うことが可能である。

【史料③⑥】^{二一九}

卅九斛^{二二八}斗^{八升} 信楽殿運領僧并夫及女一千百八十五人^{冊四}食料

（中略）

「右、依^二大僧都宣^一、附^二即領僧宝慶并法宣師等^一充食米、并雇役夫等如^レ件^一」

三斛三斗八升国師奉入板殿自^二「矢川津」^一、溯^二漕石山^一雇夫一百六十九人料^{人別二升}
「坐料」

「即附^二国師^一充米、并雇役夫等如^レ件^一」

右二條、依^二大僧都宣^一、充遣如^レ件、坐料

（以下略）

これによると、信楽殿の運漕費用は、信楽殿壊運所の慶宝^{二二〇}と法宣に附されている。三丈殿は、【史料③④】で見たように信楽殿壊運所が関与していた。しかし、法備国師が施入した三丈殿は、国師に費用が附されている。そして、前述したように国師が運送費用の一部を負担していたと考えられることも踏まえると、三丈殿の運漕は、国師が強く関与していたことが窺える。そして、鷲森浩幸氏は、労働力の雇傭は、造石山寺所政所が主体となつてかなり自主的に雇用労働力の編成を行い、具体的な人物の選定においては、領^{二二二}や工^{二二三}などの仲介を得ることが多かつたことを明らかにされている^{二二三}。また、信楽殿壊運所の慶宝と法宣は、信楽殿壊運所の領として位置づけられていた^{二二四}。そして、三丈殿の

運漕は壊運所の僧侶達よりも施入者である法備国師が強く関与していたことを踏まえると、法備国師の場合も、人物選定などの仲介役を果たしていたと可能性もあると思われる。

また、石山寺造営における伐木労働力である「様木工」^{一三五}、雇木工^{一二六}などの被雇傭者は、山作所^{一二七}を当事者としており、彼らの食料・功銭はすべて山作所から支給されていた^{一二八}。これは、山作所が造石山寺所と距離的に離れているため、雇傭主体（造石山寺所）と当事者（山作所）が分離したことに起因すると考えられる^{一二九}。この事実を踏まえると、国師が被雇傭者に対して、【史料⑳】などで確認した食料・功銭などを支給した可能性も十分に考えることが出来るだろう。

鷲森氏は、石山寺造営関係史料を分析し、良弁がほかの寺院・僧へ働きかけ、殿舎の取得・移建を主導したことを指摘されている^{一三〇}。具体的には、良弁は近江国師・国分寺鎮三綱などの近江国の仏教界の上層と繋がりを有していた。このことは、運送費用が良弁の宣によって支出されていることからわかる。

そして、良弁は、保良宮との関係を重視し、地方の一山寺にすぎなかった寺を、東大寺の一院であることを明確化し、大幅に格上げすることを意図していたことが明らかにされている^{一三一}。

このように、良弁と関係を有した法備国師は、自己の経済力と在地の壊運夫との関係に基づき、石山寺造営に協力していたと言えるだろう。

最後に、出雲国での東大寺に対する家地進納について検討を加えていきたい。まず、重要なのは「出雲国員外掾大宅朝臣船人牒」(『大日古』六一三八九、「薬師院文書」)である。

【史料㉑】

謹牒上 国師務所

東大寺進納家地五段 在大和国添上郡春日郷

在物 檜皮葺板敷壹間 草葺東屋壹間
檜皮葺倉壹間 草葺倉壹間

牒、得ニ下身病一、幾致ニ死門一、加以、当時□□□出入不レ便、因レ茲進納已畢、仍注レ状、以謹牒上

宝龜三年八月十一日出雲国員外掾正七位上行大宅朝臣船人

これによると、出雲国員外掾大宅朝臣船人は、自己の病気を理由に大和国にある家地を東大寺に進納した。そのことを東大寺に報告するよう国師に牒したものが【史料③⑦】である。それを受け、国師が東大寺に報告を行ったものが、「出雲国国師牒」『大日古』六一三九七〜三九八、「薬師院文書」である。

【史料③⑧】

出雲国国師牒上 東大寺三綱務所

家地五段 在大和国添上郡春日郷

在物 檜皮葺板敷一間 草葺東屋一間

檜皮葺倉一字 草葺倉一字

牒、得ニ国員外掾正七位上大宅朝臣船人去八月十一日状一云、上件家地并屋倉等、奉レ納ニ東大寺大仏殿通物料一已畢、国師察レ状、便牒ニ寺家一者、仍具ニ事状一、便附ニ

大安寺入位僧派雲牒^一、々至准^レ状、
以牒

宝龜三年九月廿三日

大国師兼造寺專当満位僧 慈瓊
小国師兼造寺專当満位僧 賢亮

これによると、国司の状を受けた国師は、大安寺僧の派雲に牒を預けて、東大寺に対して家地進納の報告を行った。そして、船人は国司の一員ではあるが、私的理由で東大寺に奉納している。そのため、国師の関与も国務としての関与とは言えないように思われる。このことは、国司の私的な進納に便宜を図るほど、国師は、国司と親密な関係であったことを意味している。

そして、【史料⑳】【史料㉑】には、国印、国師印が見られない。これは前述した【史料㉒】史料㉓とは対照的であり、このことも国務とは異なるものであることを示している。中林氏によると、八世紀後半まで、寺家の土地所得を国家的に承認する場合、官符・民部省符を下して国家が承認するか、立券して官に報告するという方式が採られていた^{一三二}。史料がないため、【史料㉔】を受けて東大寺が出雲国司に立券を申請した合法的な土地寄進であるか、それとも非合法的な土地寄進であるかは判然としない。しかし、国師は寺家の土地集積に便宜を図っていたことは事実である。具体的には、国司と東大寺の間の仲介者を果たしていたと考えることができるだろう。また、大安寺僧に牒を附していることからして、僧侶の間のネットワークを利用していたことも窺える。

鈴木景二氏は、官大寺僧の交通が寺領莊園成立の契機となることもあったとの指摘され

ており^{一三三}、類似の事例としても捉えることができるだろう。

小括

本章では、古文書に現れる国師の実態について考察した。その結果は、以下の通りである。

① 国師は国内の僧侶に対して中央政府の命令の伝達を行っており、僧綱と国司とを繋ぐような働きもしていた。このことは、国師は都鄙間の僧俗の情報伝達を円滑化するために媒介者の役割（「僧俗の媒介者」）を果たす存在であったことを示唆する。

② 国師は管外寺院の墾田について検察を行っていた。そして、その業務は、奈良時代は国司が最終的な確認を行っていたが、延暦期には、国を代表し得るほどの効力を持つようになった可能性がある。

③ 国師は、中央の僧侶との関係に基づき、労働力提供や殿舎移建の協力などを行った。さらには、寺領形成において地方官である国司と東大寺を結ぶ媒介者的な役割を果たしていた。

これらは、国師の先行研究では、あまり論じられてなかったものであり、国師は国務以外にも多様な活動を行っていたことには注意が必要である。

①の事例は、都鄙間で国司などの俗人と僧侶集団の間に介在して、両者を繋ぐような活動を行っていたことを意味している。よって、前章で論じた制度的に見られた地方仏教行政上の「僧俗の媒介者」という役割は、実態面からも窺え、それこそが先行研究で指摘されてきた「行政的職務」の内実であると言える。

また、②の因幡国の事例などからは、国師が具体的な墾田地の勘定を行い、それを国司が確認するという具体的な両者の「管隸関係」のあり方が読み取れる。これは、前章で論

じた国司管下の存在としての国師と一致していると言えるだろう^{一三四}。

そして、前章で法制史料に基づき考察した国師の管轄対象は、国内の国分寺や定額寺、そのほかの一般諸寺であった。しかし、②の事例は、中央大寺である東大寺の因幡国の墾田地や伊勢国の多度神宮寺が尾張国に持つ所領の檢察を尾張国師が担当するなど、国外の寺院が有する国内寺領をも対象としていた。このことは、国師の管理対象は、国内寺院以外の国内の寺領を含む広いものであったことを意味している。

そして、③の事例は、国師は国務以外にも様々な活動を通じて、中央僧侶が関係する政策や中央寺院の寺領形成に便宜を図っていた様子が読み取れる。それは、国師が国司や中央の高僧、在地勢力などと関係を有していたことに起因すると推測される。

これらの点からわかるように、法制史料から読み取れる国師の「行政的職務」(僧俗の媒介者)は、実態としても確認できる。しかし、実態は、より広範囲の業務や国務外の活動を行っていた。このような国師制度とその実態が、奈良時代の地方仏教行政のどのようなあり方を示しているのか、それについては、次章で論じてみたい。

第三章 国師と地方仏教行政

本章では、国師という地方「僧官」が地方仏教行政において必要とされた奈良時代の地方仏教行政のあり方を明らかにし、当時の律令国家の地方支配のあり方の文脈で捉え直しを行う。

第一節 「僧官」としての国師―国務上の結びつき―

第一章と第二章で、国師の制度と実態について考察し、国師は、(国司―三綱、在地僧尼)と、(僧綱―国司)を結びつける「僧俗の媒介者」の役割(「行政的職務」)を果たしていたことを論じた。

では、なぜそのような「行政的職務」を行うことが出来たのであろうか。本節では、先行研究を踏まえ、国師の有する結びつきの面から考えていきたい。

まず、藤井一二氏は、天平年間の『正税帳』の分析を行い、地方国衙における仏教行事が全国的・統一的に展開されていたことを明らかにされた。そして、氏は地方国衙に居住した僧侶らと彼らの仏的活動は、国師によって管理され、或いは擁護されねばならない直接の対象であると推測された^{一三五}。【史料②】で国師は国内僧侶を統括する役割をしていることから、妥当な見解と言える。また、柴田氏は、次の『類聚三代格』僧綱員位階并僧位階事所収の延暦十七年(七九八)六月十四日太政官符に注目された。

【史料③】

太政官符

定ニ僧綱并十大寺三綱法華寺鎮等從僧一并可レ充ニ童子食一事
大少僧都、各從僧四人、沙弥三人、童子六人

律師、各從僧三人、沙弥二人、童子四人

威儀師、各從僧一人、沙弥一人、童子二人

從儀師、各沙弥一人、童子一人

大安元興弘福藥師四天王興福法隆崇福東大西大寺等三綱、并法華寺鎮二人、各沙弥一人、童子一人

以前、被ニ太政官今月六日符一僞、大納言從三位神王宣僞、奉レ勅、件等綱衆、宜下
定ニ從僧數一兼給ニ童子食一者。省宜下承知依レ件為レ定。童子各米一升二合、塩五勺
充上レ之。自今以後永為ニ恒例一。

延曆十七年六月十四日

これは、僧綱・十大寺三綱の從僧・沙弥・童子を規定したものである。この員数を、柴田氏は、【史料⑳】と次の『駿河国正税帳』に見える国師の從僧・沙弥・童子の員数を比較した。

【史料㉑】

巡行部内国師明喻 上 一口 沙弥 一口 六郡別一日食爲單一十八日 上十二口
童子 一口 從六口

その結果、【史料㉑】の尊泰は、律師と威儀師の中間に、【史料㉑】の明喻は、從儀師もしくは十大寺三綱に相当することを明らかにされた。また、【史料㉒】【史料㉓】の鏡忍は、天平十六年（七四四）東大寺華嚴別供における審祥の花嚴經講演時に複師（講師）の講義を、

再びくりかえして講ずる役の僧)となっており^{一三六}、【史料③③】で見たように、後には律師になつてゐる。【史料②⑧】の玄藏は、天平勝宝五年(七五三)に大安寺仁王会の講師十八人の中に見え^{一三七}、天平勝宝六年(七五四)から九年(七五七)には大安寺寺主として見える^{一三八}。【史料③③】の慈瓊は、天平宝字八年(七六四)に施薬院知院事僧として見えている^{一三九}。これらの事例により、柴田氏は、国師は中央僧界で僧綱に次ぐ高い階層の僧であつたことを明らかにされた^{一四〇}。

このように、国師は中央の高僧であるからこそ、第一章でみた「衆僧の統括者」としての役割を果たすことができたと言える。また、【史料④⑩】で、国師は部内巡業を行なつており、中央の高僧として在地の僧尼たちと関係を結んでいたと考えられる。

また、『万葉集』四〇七〇の記述は、国師と国司の関係を考える上で重要である。

【史料④①】

詠庭中牛麦花歌一首

一本のなでしこ植ゑしその心誰に見せむと思ひそめけむ

右、先国師從僧清見可入^一京師^一、因設^二飲餞^一饗宴。于時、主人大伴宿祢家持作

^二此歌詞^一、送^二酒清見^一也。

これは、先の国師從僧の清見が都に帰ることになり、そこで飲食の用意をして饗宴を開いたことを示すものである。藤井氏は、国師の從僧といえども国司と親密裡に飲餞を共にしえる社会的地位にあつたことを示すものとして評価されている^{一四一}。このことは、国師も国司と親密裡な関係であつたと推測され、そのことは、【史料③⑦】【史料③⑧】でも伺うことができる。

以上のように、国師は、「衆僧の統括者」としての在地僧尼との結びつきと俗官である国司との結びつきの両者を有するものであった。言い換えるならば、中央の高僧としての「僧」の側面と、国司と共に地方仏教行政に参与する「官」の側面を持つ「僧官」であるために、「僧俗の媒介者」の役割が可能であったということができよう。そのような国師が地方仏教行政に参与することで、行政が円滑化していたことは第一章で論じた。さらに第二章第一節、第二節で、国師の業務は国内に限定されるのではなく、僧綱と国司など都鄙間の僧俗をも結びつけていたことを論じた。このことは、奈良時代の地方仏教行政においては、都鄙間の僧俗を密接に結びつける「僧俗の媒介者」を必要としたことを示唆している。

第二節 国師と都鄙間交通―国務外での結びつき―

本節では、第一節で論じた都鄙間の「僧俗の媒介者」たる国師が、国務上の結びつき以外にも、多様な結びつきを有していたことを論じていく。そのため、近年研究が進展している僧侶の都鄙間交通と国師の関係を踏まえた上で、第二章第三節で述べた国師の国務外の活動に注目したい。

僧侶の都鄙間交通について、重要な見解を示したのが鈴木氏である。氏は『日本靈異記』や『東大寺諷誦文稿』を詳細に検討され、在地の支配秩序の形成、維持において、寺堂で開催する法会が重要な役割をはたしていたこと、こうした法会の導師を勤めたのは、南都の官大寺の僧であったこと、法会を主宰する檀越には特定の寺の僧を選ぶ意識があり、高度な唱導の技術が権益化していたことなどを明らかにされた。そして、そうした場を通じて都鄙間を往来する官大寺僧と在地の人々が結びついていたことを論じられた^{一四二}。

これを受けた川尻氏は、在地の視点から、中央の寺院と在地寺院の関係と在地仏教の果たした機能について検討された。氏によると、官大寺の僧侶が在地の寺院へ赴くのみならず、地方の有力氏族は、一族から僧侶を輩出し大寺院や国分寺の僧侶とするともに、僧侶は出家後においても出身氏族や出身地の寺院と有機的関係を保ち続けていたこと、郡司一族を出身母体とした多くの僧侶は、仏教思想の知識結を用いて、血縁的・地縁的共同体関係を越えた立場から、出身氏族の勸農権を支えた（池の修造などによる出身一族の農業生産の援助）ことを明らかにされた^{一四三}。

以上のような基礎的な研究を受けて、僧侶の都鄙間交通と官道の関係^{一四四}や都鄙間交通の地域差（畿内と畿内周辺、畿外）など研究が精緻化している。後者については、官大寺

僧の在地社会での交通及び活動とその影響について、畿内及び畿内周辺と畿外という視点から検討した藤本氏の見解は重要である。氏は、畿外においては、中央から訪れる国師（講師）が在地の有力私寺や定額寺の資財を監督し、国家的な臨時法会実施に際し、仏像・経論を検校する役割を担っていたと指摘された。そして、このことから、在地寺院における国師の影響力が大きかったと推測された。さらに、畿外の有力私寺や定額寺は、国師（講師）を含む官大寺僧の交通・交流、さらには檀越氏族出身の官大寺僧や官人の都鄙間交通も含めたネットワークによって、内典・外書をも含む仏教的知識が在地にもたらされた可能性について言及された^{一四五}。

このような僧侶の都鄙間交通の研究の進展を受け、一九七〇年代以前までの律令制を重視し、民衆仏教と対立的に捉える国家仏教論は再考が迫られるようになった。現在では、国家の受容した仏教の知識体系は、国司・郡司層、官大寺僧・下級官人層などの都鄙間交通を通じて、郡衙・地方寺院・国衙・国分寺などの地域的拠点を中心に在地に受容され、おおむね中央から地方へと一方向的なルートによって在地の支配者層を中心にして受容されたと考えられている^{一四六}。そして、中央集権体制による僧侶の都鄙間交通の促進は、在来の信仰儀礼と仏教との習合を促進したと考えられるようになった^{一四七}。この事実は、近年の天平文化の評価にも影響を与えている。吉川真司氏は、仏教をひとつの基軸としたからこそ、天平文化は地域社会への影響力・浸透力が大きく、都鄙間の人的交流とともに寺院が爆発的に増加し、地域社会における文化拠点として機能したと評価されている^{一四八}。そのような研究の中で国師は、「宗教的職務」や「行政的職務」を通じて在地の寺院と関係を結び、中央から在地に仏教的教義をもたらす都鄙間を往復した僧侶の一員として捉え

られている。このことは、従来の制度史的な研究では見落とされていた点である^{一四九}。その根拠としては、【史料④①】で確認される国師の部内巡行と、次の『日本靈異記』下巻十九縁の記述が挙げられている。

【史料④②】

大安寺僧戒明大徳、任ニ彼竺紫国府大国師^一之時、宝龜七八箇年比頃、肥前国佐賀郡大領正七位上佐賀君児公、設ニ安居会^一、請ニ戒明法師^一、令レ講ニ八十花嚴^一之時(中略)これによると、宝龜七年(七七六)から八年(七七七)頃に筑紫国府大国師^一については、大佐賀郡大領正七位上佐賀君児公が開く安居会(陰曆四月十六日から七月十五日までの時期に行われた法会)に屈請され、經典の講説を行った。この筑紫国府大国師^一については、大宰府の所在する筑前の特殊性から筑紫の国師と呼ばれたと考えられる^{一五〇}。藤本氏は、国師(講師)は日常的に部内の有力私寺や定額寺の資財や臨時法会などに関して関わっていたために、有力私寺や定額寺の檀越氏族と結びつき、私的法会の導師としても屈請される関係性が生じたと指摘された。そして、おそらく中央の最新の仏教的知識を有し、中央の高僧としての権威を有する国師(講師)は、他の国々でも同様の関係が生じていたと評価されている^{一五一}。

しかし、国師の在りでの活動は、中央から在地に仏教的教義をもたらし、在地社会と関係を結ぶだけのものではなかった。それを示すのが、『東大寺要録』雑事章第十之二の次の記述である。

【史料④③】

応レ勸ニ僧尼等学問一事

(中略) 仍檢ニ治部省天平十年十月廿三日牒一偁、奉レ勅諸国々師、自今以後、具注ニ教訓成業弟子、并教導父〔文カ〕某経某論若干卷数一、附ニ朝集使一申ニ送所司一者。必須ニ国師一、從レ今以後、宜下加ニ勸励一、各令上レ得レ所。其成器者具举ニ身才一、每年至レ終申ニ送綱所一、僧綱得レ之追入ニ京内一、誠〔試カ〕ニ其盛否一、若誠〔試カ〕无レ滞随レ能授レ位。

天平勝宝四年五月九日

これによると、天平十年(七三八)に国師が、教訓成業(教えさとし、大成した)弟子と経論数を朝集使に附し、報告するように規定された。そして、天平勝宝四年(七五二)には、国師が弟子に勸励を加え、大成した弟子を毎年僧綱に報告するように規定された。ここからは、国師が国内で弟子の教導を行っていたことが窺える。鈴木氏は、僧の候補者たちは官大寺僧に従って修行したと推測されるため、官大寺僧と在地の僧との子弟関係、ネットワークが生み出されていたことを示すものとして【史料④】を評価されている^{一五二}。また、川尻氏は、前述したように、地方の有力氏族が一族から僧侶を輩出し大寺院や国分寺の僧侶としていたことを明らかにされている^{一五三}。さらに、前述の【史料①】【史料②】の仕丁貢進文が出家を念頭に置いたものであること^{一五四}や【史料⑥】で最澄が国分寺僧侶の欠員として得度する際の師主が大国師行表であったことなども踏まえると、【史料④】で見られる国師の活動は、地方の有力氏族が僧侶を一族から輩出する上で重要であったと考へることが出来る。このような在地での子弟関係も、国師が有力私寺や定額寺の檀越氏族と結びつく上で重要であった。

ここで、前章第三節で論じた国務外の国師の活動について振り返ってみたい。【史料③】

【史料⑳】の仕丁貢進や石山寺造営における三丈殿の施入は、中央の高僧である良弁との関係に基づくものであった。これらは、東大寺の造営や石山寺造営などの仏教政策に対する援助活動である。しかも、石山寺造営史料の検討からは、国師が在地社会と関係を結んでいたことが想定される。

この国務外の国師の活動と本節の在地社会と国師の関係を踏まえると、国師は中央の高僧と在地社会の有力者との関係に基づき、中央が進める仏教政策の援助活動を行ったと考えることが出来る。そして、これは中央の要求を満たすばかりではなく、在地社会の有力者が僧侶を輩出する上でも重要な契機となり得たこと、つまり在地の要求をも満たし得たことを意味している^{一五五}。

前節では、国師は、国務では僧綱、在地の僧尼と国司を結びつけたことを論じた。そして、本節の考察によると、国師は、在地の有力者層や中央の高僧とも強い関係を結んだ存在であると言えるだろう。まさに国師は、広く都鄙間の僧俗と多様な関係を有する結節点であったと考えることができる。

国師が地方仏教行政上の「僧官」の性格（国務での結びつき）以外に都鄙間の多様な関係（国務外での結びつき）を有していたことは、地方仏教行政上における都鄙間の「僧俗の媒介者」を果たす上で有利に働いたであろう。

では、そもそも、なぜ、地方仏教行政において都鄙間の「僧俗の媒介者」が必要とされたのか、それについて次節で論じていきたい。

第三節 「僧俗の媒介者」の必要性

本節では、律令における地方仏教行政の主体をまず確認する。次に、国家の仏教統制のあり方について考察するため、僧尼令と僧綱の先行研究に検討を加える。これらを踏まえ、地方仏教行政において都鄙間の「僧俗の媒介者」たる国師がなぜ必要とされたのかについて考察していきたい。

古代の地方仏教行政は、前述したように律令の規定上、国司が担当することになっていく。それを示すのが養老職員令70大國条の「掌。(中略)及寺、僧尼名籍」である。これによると、律令の規定上、国内の地方寺院及び僧尼籍の管理は、国司に委ねられていたことがわかる。

また、養老僧尼令3自還俗条、5非寺院条、13禪行条、20身死条からも国司の地方仏教行政への関与が窺える。

【史料④④】

凡僧尼自還俗者、三綱録ニ其貫属一、京經ニ僧綱一、自余經ニ国司一、並申レ省除付。
(後略)

【史料④⑤】

凡僧尼、非レ在ニ寺院一、別立ニ道場一、聚レ衆教化、并妄說ニ罪福一、及毆ニ擊長宿者一、皆還俗。国郡司、知而不ニ禁止一者、依レ律科罪。其有ニ乞食者一、三綱連署者、經ニ国郡司一、勘ニ知精進練行一、判許。京内仍經ニ玄蕃一知。並須ニ午以前、捧レ鉢告乞一、不
レ得三因レ此更乞ニ余物一。

【史料④⑥】

(前略) 欲下求ニ山居一服餌上者、三綱連署。在京者、僧綱經ニ玄蕃一、在外者、三綱經ニ国郡一、勘レ実並録申レ官。判下、山居所レ隸国郡、每知ニ在山一、不レ得三別向ニ他処一。

【史料④⑦】

凡僧尼等身死、三綱月別經ニ国司一、々々毎年附ニ朝集使一申レ官。其京内、僧綱季別經ニ玄蕃一、亦年終申レ官。

これらから分かるように、国司は、僧尼の還俗、乞食、山居、死亡などの国内僧尼の広範わたる活動を把握、統制することが求められていた。また、上記条文に散見する三綱と国司の関係については、鷲森氏の見解が妥当である。氏によると、僧尼の行動管理は、寺院内においては三綱が行い、寺院外は国郡官人がその任にあたるが、三綱の職務はおおむね監督、俗官への申告以上のもではなく、実質的な権限は俗官が掌握していた^{一五六}。要するに、国司という俗官が、実質的に国内の僧侶集団を管理統括することが律令には規定されているのである。

また、僧尼令の研究は、僧尼に対する刑罰規定の評価に関するものが中心である^{一五七}が、近年は、別の視点からの検討が見られる。

川尻氏は、次の養老僧尼令19遇三位已上条を根拠に、王権に仏教を従属させるため、つまり、王権を成立させる根本原理である儒教と仏教が対立することを回避するために僧尼令が制定されたと指摘された。

【史料④⑧】

凡僧尼、於ニ道路一遇ニ三位以上一者隱。五位以上、斂レ馬相揖而過。若歩者隱。

これは、僧尼が路上、乗馬または歩行で、特定以上の位階を有する官人に対する礼を規定したものである。川尻氏は、この条文の原初的形態は、『日本書紀』天武八年（六八九）十月十三日条の「勅、制_下僧尼等威儀及法服之色、并馬、従者往_二来巷閭_一之状上。」に見えたとされ、律令国家が僧尼の致拝に早くから関心を持ち、中国の拝君親の問題を重視していた可能性がある^{一五八}。このように、川尻氏は、中国での儒教と仏教の対立を踏まえた僧尼令の制定について論じられた。

一方、鈴木氏は、次の養老僧尼令 17 有私事条に注目された。

【史料④9】

凡僧尼、有_二私事_一訴訟、来_二詣官司_一者、権依_二俗形_一参_レ事。（後略）

これは、僧尼が私事の訴訟のために、官司に参ずるときに、俗形を取るように規定したものである。鈴木氏は、僧尼を俗界と区別する意識が顕著であると評価された。そして、僧綱や地方の国師の職務や員数など、仏教界の構成に関する条文が含まれないことも踏まえて、僧尼令は、本来俗法で規定すべきではない仏教界に対して、国家として必要最小限の事項をあえて法制化したものであり、処罰規定を多く含む特徴もそれゆえであると指摘された^{一五九}。

両氏の見解を踏まえると、律令国家は、僧尼集団を公民とは区別（俗世界と区別）しながらも、国家の管理下に置くために僧尼令を制定したと考えることが出来るだろう。このことは、僧綱と諸官司との報告が、「解」でなく、「移」に準じる「牒」^{一六〇}が使用されていることも関係有していると考えられる^{一六一}。そして、国師と国司の間も「牒」が使用されていることは、前章で検討した史料から窺える。

では、中央「僧官」である僧綱は、どのような性格を持っていたのであろうか。井上光貞氏は、唐制では国家権力が直接仏教界を統制する形をとったことを踏まえて、日本仏教界の自立性が相対的により高かったことを示すものとして評価された^{一六二}。その根拠となるのが、養老僧尼令 14 任僧綱条である。

【史料⑤】

凡任僧綱、謂、律師以上。必須用下德行、能伏二徒衆一、道俗欽仰、綱二維法務一者上。所レ挙徒衆、皆連署牒レ官。

これによると、僧綱の任命には、僧らの連署が必要であったことが窺える。このような僧綱によって、京内の仏教界は、結局は太政官のもとに統制されたが、直接には唐制のような俗官的官庁ではなくて、僧官に統属し、仏教界の自治性が、唐制よりもはるかに弾力的に保たれたと氏は評価された^{一六三}。

その僧綱の補任については、政治権力の恣意的な任命・罷免が行われていたことや^{一六四}、道鏡失脚以前は、天皇およびその近親者と治病能力によって個人的に癒着した僧が、天皇等の意向によって僧綱に任用されていた^{一六五}などの批判が見られる。

しかし、実態はどうであれ、制度上は、僧たちの連署を必要とした点は重視されるべきであろう。このような僧侶集団に自立性がある程度持たせることは、僧尼集団を公民とは区別（俗世界と区別）するために必要な措置であったと評される。なぜなら、このような僧綱のあり方そのものが、仏教界を世俗と距離をおくように制度化したものと解されるからである^{一六六}。

また、中井真孝氏は、僧綱には、僧団の自立自主的な機能と国家の仏教政策を遂行する

行政的な機能があり、国家は常に後者の機能を優先し、かつ重視したと評価されている^{一六七}。確かに氏が論じられたように、後者の機能を国家が優先したとの考えは妥当であろう。

しかし、それを俗官が直接行うのではなく、制度上、僧侶の推挙に基づく「僧官」である僧綱を通じて間接的に統制する形^{一六八}は、積極的に評価してもよいのではないか。つまり、井上光貞氏が述べる仏教界の自立性^{一六九}を制度上とは言え、担保しなければならなかったことを重視すべきと考えられる。

このような僧侶集団の自立性の担保は、僧侶集団を公民とは区別して、国家の管理下に置くための側面を有していると考えられる^{一七〇}。

しかし、僧侶集団自体に自立性の担保の要求があつたことも事実である。若井敏明氏の研究によると、養老期（七一七〜七二四）以前の律令国家の僧尼把握はかなりルーズであったが、養老年間には僧尼統制が拡大・強化が行われた。しかしながら、養老期以前のルーズな僧尼の国家把握は平安初期に根深く認められ、僧と俗、教団と俗権に一線を画そうとする伝統は、養老期における統制強化にもかかわらず、続いていったことが明らかになっている^{一七一}。

そして、たびたび参照した【史料⑦】によると、僧侶集団には「道俗異レ形、魚鳥殊レ性之」であるとの認識があり、国師が寺院を検校することは「媚レ俗之辱自息」を意味していた。これらの事例を参照すれば、僧侶集団自体にも自立性の担保の要求があつたことが窺える。これは国師が講師制度に改称されたことによつて生じたものであるため、奈良時代の僧侶集団の認識として考えても差し支えないだろう。それには、北齊などから学んだ推古朝以来の仏教教団の自治体制の伝統^{一七二}も関係していると考えられる。だからこそ、僧

侶集団の代表である僧綱には、僧侶の推挙が必要であり、その代表が統治を行うことで、国家の仏教行政は行うことが可能となったと推測することが出来る。

よって、僧侶の推挙に基づく「僧官」である僧綱を通じて間接的な仏教統制は、僧尼集団を公民とは区別（俗世界と区別）しながらも、国家の管理下に置くための国家側の要求と自立制の担保を求める僧侶集団の要求の両方を満たすものであった。

では、次に地方僧官である国師の設置については、どのように評価されてきたのであるうか。

まず、井上光貞氏は、俗官たる国司だけが地方仏教界をおさめることをやめ、仏教界の相対的自立性を認めたものと評価された^{一七三}。これは、氏が指摘される僧侶の教導統制機関と、俗官による寺院僧侶監督機関による二元的統治形態^{一七四}の文脈で、国司と国師を評されていると言える。

また、藺田香融氏は、俗官である国司の直接支配ではなく、国師という僧官を媒介として地方教団を統括する方式を採用したと評価された^{一七五}。

これらは、律令国家は、律令で規定した俗官による直接支配（国司―三綱）を辞め、国師を設置することで、地方僧官による間接支配（国司・国師―三綱）を採用したと評価されている。まさに、国師は、地方諸国の僧綱^{一七六}とでもいうべき存在なのである。地方諸国の僧綱としての国師は、前述した「僧俗の媒介者」としての国師の評価と整合的であり、妥当な評価であると言える。また、【史料⑦】から分かるように、国師が管内寺院を検校することは、「媚^レ俗之辱自息」ものであった。

要するに、僧尼集団を公民とは区別（俗世界と区別）しながらも、国家の管理下に置き、

且つ自立制の担保を求める僧侶集団の要求を満たすために、地方仏教行政上、国師という「僧俗の媒介者」が必要とされたと考えられる。

第四節 「僧俗の媒介者」の確立と国師の特殊性

前節で述べたように、国司が国師という「僧官」を媒介として地方教団を統括する方式（「僧俗の媒介者」）が設置当初から確立していたと前述の井上氏や藪田氏の先行研究^{一七七}は考えておられるように見受けられる。しかし、ほんとうに国師設置当初から「僧俗の媒介者」による統括方式が確立していたかについては疑問が残る。

まず、国師の初見は、前述した『続日本紀』大宝二年（七〇二）二月二十日条「任三諸国国師」である。ここからは、諸国に国師が設置されたことは読み取れるが、具体的な国師の職掌や国司との関係は明らかではない。そこで、本節では、資財管理を事例にその方式の成立過程について検討を加えていきたい。そして、最後に僧侶である国師を国司の管下に取り込むことを可能としたものが何であったのかについて推察してみたい。

まず、資財管理について国師の地方仏教行政の職務が見える【史料②】は、前章で詳述したように、国師と国司が共に対等な立場で地方寺院の資財管理に当たることが規定されている。そのため、僧綱が玄番寮の統制下で資財管理を行うような関係を【史料②】からは読み取ることが出来ない。

さらに、【史料③】では、僧綱への報告のみを規定し、国司への報告は義務化されず、【史料⑥】以前では、交替に関する文書が国司には提出されていなかった。これらを踏まえると、【史料⑥】以前では、地方仏教行政に国司と国師の両者が関与していると考えられるが、国司と国師の「管隸関係」は読み取ることが出来ず、国司が国師という僧官を媒介として地方教団を統括できていたとは評価出来ない。言い換えるならば、国師は、地方仏教界の自立性を担保するための「衆僧の統括者」として地方仏教行政への関与は認められるが、

国司と衆僧の間を調節し、国家の管理下に置くための「僧俗の媒介者」的な役割を果たしていたとは評価できないのである。

では、その確立はいつ頃であろうか。それを示すのが、【史料⑥】である。これは、「素緇雖レ別於レ政仍同」の考えの下、今までは作成されていなかった新旧国師が交替する時の交替文書を作成し、それを国司等への提出を規定したものである。そして、この命令によって、国師は国司管下の存在となり、国師を介在させた国司の国内寺院の資財検校が制度化されたことは第一章で詳述した。【史料⑥】の天平勝宝四年（七五二）閏三月八日太政官符は、国師制度上の画期であった。

これらを踏まえると、少なくとも資財管理について、国司が国師という僧官を媒介として地方教団を統括する方式の確立は、【史料⑥】によると考えることが妥当であろう^{一七八}。では、なぜ自立性担保の要求を持つ僧侶集団の一員である国師は、【史料⑥】によって国司の管下の存在になることが出来たのであろうか。

私は、国師の特殊な性格に起因しているのではないかと考えている。

まず、国師は、【史料⑳】、【史料㉑】、【史料㉒】、【史料㉓】から窺えるように、国司と国務外でも親密な結びつきを有していた。

また、延喜太政官式17新任国司食伝条で確認したように講読師は国司に準じる形で給食を受けていたと考えられ、国師も何らかの形で給食を受けていたと推測される。さらに、【史料㉔】から国師の員数増加が地方財源に侵害を与えていたことが窺えるが、これは国師の給与が地方財源、要するに国衙財政から支出されていたことを意味している。このように、国師は国衙財政に依存した僧なのである。これは、国内の一般的な僧侶とは大きく

異なる要素である。これも国師が地方仏教行政に国司とともに関与する「僧官」であるためだと推察される。

そして、【史料⑥】に「国師赴任之日受_レ得官符_一とあるように、国師は赴任時に任符を携行しており、おそらくは国司に対して提出したと考えられる。任符について、総合的に分析を行った市氏は、任符とは、国司を中心とした赴任先の地方社会全域に対して、その携行者が新任の外官として天皇から認められたことを証明・宣言する点に本質があると指摘された^{一七九}。本来は新任の外官に発給される任符が僧侶である国師にも発給されていた事実は、国師が「官」的要素を持つ「僧官」であったために他ならない。

【史料①】からは国師にも事力が給されていた事実は、事力が本来給される国衙と大宰府の官人に国師が並ぶ存在であったためである。ここからも、国師が「官」的要素を持つ「僧官」であったことが窺える。

これらを踏まえると、国師は国衙財政に依存し、地方行政を担当する地方官人と並ぶ存在（「僧官」）であるために、国司の管下に置くことが出来たと推察される。そのような性格の有無が、国内の僧侶集団と国師の大きな違いであり、国司管下の存在になることを可能とするかどうかを決定するものであると言えるだろう。そして、国師が持つ「僧官」の「僧」と「官」の属性や在地の有力者や中央の高僧との繋がりが、「僧俗の媒介者」的な役割を可能としていたことは前述した通りである。

小括

以上、本章では、国師という地方僧官が地方仏教行政において必要とされた奈良時代の仏教行政のあり方とその成立過程について論じた。

①中央の高僧としての「僧」の側面と、国司と共に地方仏教行政に関与する「官」の側面を持つ「僧官」である国師に「僧俗の媒介者」的な役割を果たさせることによって、奈良時代の国司（国家）は、私寺や国分寺の管理・統制・経営を行っていた。

②国師がそのような役割を果たすことが出来たのは、「僧官」としての性格に加えて、東大寺や中央の高僧、在地の衆僧、国司、在地の有力者層などと多様な結びつきを有していたためだと考えられる。

③そして、都鄙間の僧俗を密接に結びつける「僧俗の媒介者」を必要とした地方仏教行政のあり方は、僧尼集団を公民とは区別（俗世界と区別）しながらも、国家の管理下に置くための国家側の要求と自立性の担保を求める僧侶集団の要求によるものであった。

④国師の「僧俗の媒介者」の役割の確立は、【史料⑥】の天平勝宝四年（七五二）閏三月八日太政官符によると考えられる。そして、それを可能としたのは、国師が「官」的要素を持つ「僧官」であったためと考えられる。

これまで述べてきた国師制度の展開は、律令に規定された国司による三綱の直接統治ではなく、国師による間接統治を選択した点で重要である。これは、僧侶集団の自立性担保の強い要求から「僧官」たる国師を国司の管下に位置づけ、「僧俗の媒介者」的な役割を果たさせることで、国内寺院の管理統制の強化や国分寺の経営・維持管理の円滑化をもたらすと評価することが出来よう。これこそが、奈良時代の地方仏教行政のあり方を示

していると考えられる。

しかしながら、このような国師を通じた地方仏教集団への統治の深化は、律令国家の地方支配の展開過程と言えるが、国司を通じた直接統治を行わなかった（困難であった）点で律令国家の地方支配の限界も含むものであったとも解される。この問題の根本には、当該期の国家と僧侶集団とのせめぎ合いがあると考えられ、その調節者こそが、「僧俗の媒介者」的な役割を行う国師であったと位置づけられるであろう。このような国家と僧侶集団との関係を含めて、律令国家の地方支配について今後考察していくことが不可欠である。

また、国師の在地の檀越との結びつきは、僧侶の都鄙間の交通に加えて、そもそも、国師が「宗教的職務」を有していたことに起因すると考えられる。しかし、「宗教的職務」による結びつきは、「僧俗の媒介者」の役割を果たす国師の「行政的職務」にも影響を与えていたことは前述した（第二節）。柴田氏は、国師の職務を「宗教的職務」と「行政的職務」に区分されて、論を展開された^{一八一}。確かに、氏の意見は重要であるが、その両職務の相互関係についても考える必要があるだろう。

おわりに

本稿では、国師の制度と実態に検討を加え、奈良時代の地方仏教行政のあり方を明らかにしようとした。その結論は、奈良時代の地方仏教行政は、僧尼集団を公民とは区別（俗世と区別）しながらも、国家の管理下に置くための国家側の要求と自立性の担保を求め、僧侶集団の要求によって、都鄙間の俗人と僧侶集団の間を調節する存在を必要とし、その存在こそが「僧官」たる国師であった。また、そのような国師のあり方の確立は、【史料⑥】の天平勝宝四年（七五二）であった。そして、国師を通じた地方仏教集団への統治の深化は、律令国家の地方支配の展開過程と言えるが、国司を通じた直接統治を行わなかった（困難であった）点で律令国家の地方支配の限界も含むものであったことである。

では、なぜ【史料⑥】の段階で、国司は、「衆僧の統括者」を介在させた地方寺院の検校体制を構築する必要があったのか。また、国司は、「衆僧の統括者」たる国師を【史料⑥】の段階で管下に取り込むことが可能となったのであろうか。これについて検討を加えるため、最後に、国師よりみた地方仏教行政史の展開を律令国家の地方支配の展開に関する先行研究の中に位置づけて考えてみたい。

律令国家の地方支配の展開で重要となるのは、吉田孝氏の見解であろう。氏は、律令国家の地方支配の画期を天平年間（七二九～七四九）に置いておられる。その根拠は、浮浪人という身分としてそのまま所在地において捕捉し課税を徴収する制度の成立、墾田永年私財法による律令国家の耕地に対する支配の実質的な拡大、在地における経営実態に即した賦課制度である出挙制などによる律令国家の基盤が実質的な拡大である。そして、この時期には、郡稲をはじめとする雑色官稲の正税混合、雑徭の充てられる労役の範囲拡大に

よる国司の地方行政権は拡大したことを論じられた^{一八二}。

氏の評価は妥当であるが、天平年間以後の奈良時代後半の歴史過程については、あまり論じられておられない。

そこで重要となるのが、吉川氏の研究であろう。氏は、七世紀後半にアジアの動乱に対応するために形作られた律令体制が、一〇世紀中葉にその根幹部分を解体するまでの三〇〇年余りの命脈を保った中央集権的な国家体制の時期区分を行われた。本稿の考察する奈良時代は、律令体制が成立し、運用が軌道に乗っていく第Ⅰ期（六四五～七三八）と諸制度が修正され、律令体制が全盛を迎えた時代である第Ⅱ期（七三八～八四一）に該当する。氏は、天平年間の地方政策を、天平七年（七三五）から天平九年（七三七）に流行した天然痘に対する復興政策（最たるものが墾田永年私財法）と捉えられた。そして続く四時年号時代（七四九～七七〇）には、天平年間に停滞していた諸国の田租が回復し、地方財政が充実した。その背景には、墾田永年私財法の発布を契機とした列島社会の大開発と諸国の条里呼称法完成による墾田を含む全耕地の国家的管理システムの成立、国家的な用水・治水工事の盛行があった。また、国家的な土地開発・土地所有を原則とした律令体制に相反する墾田永年私財法（フレキシブルな律令体制の修正）が国家支配の深化をもたらししたのは、中央集権的な国家支配が健全であるためであり、四時年号時代には、王権の専制化が進行していたことを論じられた^{一八三}。

そして、列島社会の大開発を代表する一つが、寺墾田である。それについて、荒井氏は、【史料②④】を定額寺以上の官寺に買得や被寄進による土地集積を認め、その能動的な私的経済活動によって国分寺などの造営の促進ないし経営の拡充を行わせることで、国費支出

を軽減しようとしたものとされた。そして、その政策は、地方豪族層による自己の私寺の定額寺化を引き起こしたと評価された^{一八四}。また、寺墾田はどのような形であれ、国司の判によって認定され、認定の権限は国司にあった。また寺墾田は輪租田であるが、天平十七年（七四五）の公廩稻制の成立にともない、国司の正税に対する請負が進展し、国司の権限において不輸租となるケースがあつたことが指摘されている^{一八五}。

このように【史料⑥】の時期は、国内の地方寺院が活発な土地集積を行っていた時期にあたり、その土地集積はフレキシブルな律令体制の原則の修正によるものであると言える。そして、その土地集積の認定には、国司の関与が必要不可欠であつた。要するに、国司による地方寺院の墾田の把握（地方寺院への統制、資財把握強化）が重要となつたのが、【史料⑥】の時期である。このような状況を踏まえると、【史料②】で同じく寺院の資財を検校する職務が認められた「衆僧の統括者」である国師が管下に取り込まれた【史料⑥】は、国司による地方寺院への統制強化、資財把握のための措置であつたと考えることができるだろう。

次に、国司は、「衆僧の統括者」たる国師は、なぜ【史料⑥】の段階で管下に取り込むことが可能となつたのであろうか。

一つには、仲麻呂政権の意向という面があるだろう。木本氏は、【史料⑥】の「素緇雖^レ別於^レ政仍同」に注目され、政治の枠組みでは僧侶も官人と同じであつて何ら区別すべき存在ではないという仲麻呂の考えによつて、【史料⑥】の措置が可能となつたとされた^{一八六}。確かに氏の意見は蓋然性が高いように思える。しかし、第一章で見たように、一般的に道鏡が僧綱機構を掌握し、仏教行政全般にわたつて実権を握つたとされる称徳朝^{一八七}におい

ても、【史料⑥】の枠組みに変化は見られない。国師は、国司管下の存在のままなのである。そのため、木本氏の評価のみでは不十分と言えるだろう。

そこで、重要となるのは、前述したような国司の地方行政権の拡大である。天平年間に、国司の地方行政権は拡大していたと評価できる^{一八八}。そして、天平勝宝元年（七四九）の寺墾田の承認は、国司の地方仏教行政権の拡大を引き起こしたと推測される。このような国司の地方行政権の拡大が、国師の「行政的職務」を取り込み、国師を管下の存在とすることを可能にしたと考えたとしても、あながち間違いではないだろう。なぜなら、国師は国衙財政に依存した存在であり、天平年間には正税混合が行われるなど、国司の地方財源に関する権限が拡大していたからである。

そもそも、律令に規定された僧綱が玄番寮（太政官組織）の統制下で資財管理を行うような関係すらも、大宝律令制定当初から行われていたかについては疑義がある。それを示すのが、【史料④】である。前述した【史料④】は、靈龜二年（七一六）に铸造された僧綱印^{一八九}を僧綱が恣意的に使用していたことが窺える。それは僧綱印使用に関する制約と考えられる「制度」が順守されていなかったことを意味する。また、僧綱の政は、太政官の指示を仰ぐようにも規定しており、これ以前に太政官組織がどこまで僧綱の政を管理出来ていたかは疑問が残るのである^{一九〇}。さらに、【史料④】以前の『続日本紀』養老六年（七二二）七月十日条によると、僧綱が薬師寺に常住する以前は、事務処理が滞り、牒の文案すら決定し得ない状況であったことが窺える。【史料④】を可能にした要因については、また別に検討が必要であるが、いずれにしても「僧官」を介した仏教集団への統治の整備や成立が、吉川氏の指摘される律令体制が全盛を迎えた時代である第Ⅱ期^{一九一}に当たること

は偶然ではないだろう（一九二）。

このように考えてよいとすれば、国師制度の展開は、律令国家地方支配の展開と不可分の関係にあったことが窺えるだろう。そして第一章で論じたように、【史料⑥】によって、国内の地方仏教行政にその統制強化、安定化をもたらされたこととも整合的であり、律令体制が全盛を迎えたこととも無関係であるとは考えられない。

そもそも、在地の宗教者の出身母体は、地方寺院の檀越たる在地の有力者層であり、有力者層は私寺に資財を投入していたことは、先行研究を踏まえながら指摘してきた。律令国家の地方仏教行政の展開は、国内の私寺を有する在地有力者層の私経済の把握の過程とも捉えられることが可能である。確かに、寺墾田の承認には、国司の関与が必要であったが、墾田などを寺院の資財の検校は、国司ではなく「僧官」たる国師が「衆僧の統括者」として臨み、国師の交替毎に確認される体制となつた。これは、俗官たる国司（要するに国家）が、在地の有力者の私経済を把握する上では、宗教的権威を持つ国師の存在が必要であったことを意味し、国司の一元的な直接統治は行うことが出来なかつたのである。その背景には、僧侶集団の自立制担保の要求があつたことを本稿では指摘したが、在地の僧侶の出身母体を考慮して、想像をたくましくすれば僧侶集団の自立制担保の要求も、国家的な私的財把握に対抗するための方便の可能性もあつたと想定することが出来るだろう。

このように、国師は、地方仏教行政上、非常に重要な存在であつたと言える。しかし、光仁・桓武朝には不正行為が問題になり始めたことは、第一章で確認した。これは、国師の職掌が拡大しすぎた結果とでもいふべきものである。そして、国師は、延暦十四年（七九五）の講師への名称変更によって、今までの「僧俗

の媒介者」としての「行政的職務」が抹消されるようになる。藤井氏は、これを従来、国師に具備されてきた行政管理者の側面を削除して、多様な内容をもつ仏教行政の遂行主体を国司に一本化しようとしたところに、そのねらいがあつたのではないかと評価された一九三。国司という俗官による直接統治を選択したことは、地方仏教集団への統治のあり方（律令国家の地方支配のあり方）が大きく転換したことを意味していると考えられる。

しかし、講師が弘仁年間ごろまでには再び地方仏教行政に関与し始めるようになり一九四、講読師制度についても国司との地方仏教行政上の関係（地方支配政策との関係）について再検討する必要がある、今後の課題としたい一九五。

他にも論じ残した課題は多数あり一九六、推測を重ねた部分も多いが、ひとまず擱筆し諸賢のご叱正を請う次第である。

一 地方寺院の区分については、荒井秀規「奈良時代の定額寺制度について―寺院墾田との関連で―」（『日本宗教史研究年報』七、一九八四年）に従う。荒井氏によると、天皇家の発願により造寺司のもとで建立された大寺と並ぶ狭義の官寺が国分寺・国分尼寺であり、「寺田」等の官施を受ける公認寺院が一般諸寺である。そして、その一般諸寺の上層部で、官寺（狭義）に準ぜられた私寺であり、且つ官寺（広義）と言えるものが定額寺である。さらに、草堂や道場のごときものが、非公認寺院である。

二 「僧官」については、柴田博子「国師制度の展開と律令国家」（『ヒストリア』第一二五号、一九八九年）は、律令の理念上、僧尼は律令官人制の枠組みの外にいたのであるから、「僧官」という呼称については慎重を要するとされている。しかし、これについては、前田慶一「諸国講読師制度の成立と展開」（『南都仏教』第八十四号、二〇〇四年）は、国師は国司とともに諸国の仏教行政を担っており、律令官人制の一部となっていたことは否定できないと批判されている。本稿では、後述するように国師は地方僧侶の代表という面と国司管下で地方仏教行政を行う面の両面を持った存在である点から、「僧官」という呼称を用いることとする。

三 井上光貞「律令的国家仏教の形成」（『日本古代の国家と仏教』、岩波書店、一九七一年）。

四 佐久間竜「国師について」（『続日本紀研究』第一二三号、一九六四年）、井上薫「国分寺の造営」（『奈良朝仏教史の研究』、吉川弘文館、一九六六年）、米沢康「国師・講師考」（『北陸古代の政治と社会』、法政大学出版局、一九八九年、初出は一九七〇年）、藤井一二「律令国家展開過程の国師について―地方国衙の仏教活動を中心にして―」（『続日本紀研究』第一五三・一五四号合併号、一九七一年）、難波俊成「古代地方僧官制度について」（『南都仏教』第二十八号、一九七二年）、名畑崇「国師・講師について（上）」

(下) (『大谷学報』第五十四卷第三号、第四号、一九七四年、一九七五年)、追塩千尋「九世紀の国分寺」(『国分寺の中世的展開』、一九九六年、初出は一九八〇年)、前載註二柴田氏論文、不破英紀「平安時代初頭における諸国講読師の展開」(『龍谷大学仏教文化研究叢書VI 日本古代の社会と宗教』、永田文昌堂、一九九六年)、角田文衛「国師と講師」(『新修国分寺の研究 第六卷 総括』、吉川弘文館、一九九六年)、川尻秋生「多度神宮寺資財帳」の作成」(『日本古代の格と資財帳』、吉川弘文館、二〇〇三年、初出は一九九八年)、堀裕「智の政治的考察―奈良平安前期の国家・寺院・学僧―」(『南都仏教』第八十号、二〇〇一年)、前載註二前田氏論文、佐竹昭「国分寺と国師」(『国分寺の創建 思想・制度編』、吉川弘文館、二〇〇一年)、海野聡「国分寺伽藍の造営と維持システム」(『奈良時代建築の造営体制と維持管理』、吉川弘文館、二〇一五年、初出は二〇一一年)、中村順昭「国師と地方寺院」(『古代東国の地方官衙と寺院』、山川出版社、二〇一七年)、藤本誠「官大寺僧の交通・ネットワークと在地社会の仏教」(『古代の文化圏とネットワーク』、竹林舎、二〇一七年)など。

五 前載註四佐久間氏論文、前載註二前田氏論文など。

六 前載註四井上氏論文、前載註二柴田氏論文など。

七 前載註四藤井氏論文。

八 前掲註二柴田氏論文は、国司の職掌の補佐的職務、前掲註二前田氏論文は、国司という俗人が単独で為すことの難しい仏教関係の業務に、国師が関与していると解釈されているが、具体的な評価とは言いがたい。

九 国司と国師間の文書のやり取りは、互いに所管・被官関係のない官司の間で取り交わす「牒」が使用されているため、両者は直接的な管隸関係にあつたわけではない。しかし、後述する「史料⑥」からは、国司が国師を管理下に置いたことが窺える。そのため、「牒」が使用されたのは、第三章で論じる僧侶の自立性の担保のためであつたと考えられる。よって、本稿では、僧侶集団(国師)の自立性がある程度担保しつつ、俗官(この場

合は国司)の管理にあることを「管隸関係」と称する。

一〇 前載註二柴田氏論文。

一一 前載註四井上氏論文、前載註四藤井論文など。一国一員を原則ではなかったとする見解には、前載註四佐久間氏論文、前載註二柴田氏論文、前載註二前田氏論文などがある。一国一員が原則でなかったとする根拠は、天平十年(七三八)の『駿河国正税帳』(『復元天平諸国正税帳』)に見える「下総常陸等国国師賢了」(後述の【史料⑳】)のみであり、一般化は難しい。

一二 前載註二柴田氏論文。

一三 『続日本紀』和銅六年(七一三)四月十七日条、同年十月八日条。

一四 三舟隆之「靈龜二年の寺院併合令について」(『日本古代地方寺院の成立』、吉川弘文館、二〇〇三年、初出は一九八七年)。

一五 前載註四名畑氏論文は、【史料㉑】で問題となっている檀越子孫の専横を抑制する権限を有したのは国司であるとされている。賛同すべき意見であるが、国司と国師の関係を重視する本稿では、四者共同の資財管理が求められた点を強調したい。

一六 資財管理の法令は『類聚三代格』に収められ、弘仁格の編纂された時期まで効力が続き(前載註四中村氏論文)、今後の国師の地方行政での活動の根拠になったと言える。

一七 井上光貞「日本における仏教統制期間の確立過程」(『日本古代国家の研究』、岩波書店、一九六五年、初出は一九六二年)は、各寺院の俗的権力者たる檀越に対し、そこに住む衆僧の立場を擁護するものと解されているが、むしろ僧俗(衆僧と檀越)に国師と国司がそれぞれ対応して統制を加えたものと解される。

一八 『続日本紀』は、三月二十四日に本詔をかけているが、二月十四日の間違いであるとこの通説に従う(『新古典文学大系十三 続日本紀二』(岩波書店、一九九〇年)補注十四―一を参照)。

一九 前載註二柴田氏論文、前載註四佐竹氏論文。

- 二〇 定額寺や公認された一般諸寺を指すと考えられる。
- 二一 前載註二柴田氏論文。
- 二二 前載註四不破氏論文。
- 二三 前載註二前田氏論文。前田氏は、国分二寺のみに限らず「一切諸寺」も対象となつて
いることから、国師は国司の仏教関連の顧問的立場であつたと指摘されている。しかし、
僧綱に対して、造営子細の報告を行うように規定され、具体的な行政実務の遂行を命じて
いる点から従えない。
- 二四 木本好信「仲麻呂の仏教政策と僧綱」(『藤原仲麻呂政権の基礎的考察』、高科書店、
一九九三年、初出は一九八五年)。
- 二五 前載註四井上氏論文。
- 二六 前載註四海野氏論文。海野氏は、国師の選地能力については、仏教教義による選地能
力、造営面を考慮した選地能力のどちらかであると想定されている。
- 二七 前載註二柴田氏論文。
- 二八 市大樹「国司任符の伝達と受信」(『日本古代都鄙間交通の研究』、塙書房、二〇一七
年、初出は一九九八年)。
- 二九 前載註二柴田氏論文は、在任中の決算報告と表現されている。
- 三〇 前載註四難波氏論文や前載註四佐竹氏論文は、「帳」を解由状であるとしている。し
かし、本庄総子「奈良時代の解由と交替訴訟」(『古代文化』第六十八巻第二号、二〇一
六年)によると、奈良時代の解由制度は、解由未取得者を孝禄の恩恵から排除するもので
あつたことを踏まえると、慎重に考えるべきであろう。
- 三一 前載註四佐竹氏論文によると、安芸国分寺では、天平勝宝二年(七五〇)の段階で、安
居(四月十五日から七月十五日まで国分僧寺で金光明最勝王経の講説を行うこと)や齋会
(正月八日から十四日まで国分二寺で同経の転読を行うこと(他の法会の可能性もあ
る))などが行われていた。そして、まもなく国師も移居し、国師院(国師の居所)の整

備が進んでおり、全国の国分寺の場合も同じであると考えられている。そのため、ここでの三綱は、国分寺三綱と考えることが妥当であろう。また、【史料⑥】によると、三綱への「帳」は、一通しか製作されなかったため、諸国の寺々の三綱に対して作成されたとは考えにくい。

三二 前載註四中村氏論文。

三三 前載註四井上氏論文、前載註四角田氏論文など。

三四 【史料③】の「用レ料造レ物子細」と【史料⑥】の「計ニ一會資財」と表現は厳密には異なる。しかし、「資財」には造寺料を用いて作製した物が含まれると考えると差し支えなく、国師交替の際に造営子細報告が国司に対して行われないと積極的に考える根拠はない。

三五 前載註二四木本氏論文。

三六 前載註二前田氏論文。

三七 前載註二柴田氏論文。

三八 『訳注日本史料 日本後紀』（集英社、二〇〇三年）は、律令の規定上国司は寺および僧尼名籍を管掌したため、諸寺の三綱らは国司が在勤する府庁に出頭する必要があったと解釈されている。しかし、国師の「行政的職務」が削除されたために、上記のような状況になったことを踏まえると、国師の業務を三綱が行うようになったと考えるべきであろう。

三九 『訳注日本史料 日本後紀』（集英社、二〇〇三年）は、天平勝宝八歳（七五六）六月九日に東大寺の堺界が定められていることから、このときに東大寺四面二里のうちの殺生禁断の土地としていたのであるとされている。

四〇 【史料⑨】の「年序稍遠」の記述は、註三七を踏まえると、天平勝宝四年（七五二）に寺辺四面二里での殺生禁断が命じられたが、順守されていなかったことを示している。また、宝亀、勝宝、承和と年号順に記載されていないことについては、やや疑問が残る。

四一 この職務は、「宗教的職務」の要素を含んでいるが、国司も関与していることから「行政的職務」と判断した。

四二 川尻秋生「国分寺造営の諸段階―文献史学から―」（『国分寺の創建 組織・技術編』、吉川弘文館、二〇一三年）。

四三 今泉隆雄「但馬国分寺木簡と国分寺の創建」（『古代木簡の研究』、吉川弘文館、一九九八年）。

四四 坂本太郎「朝集使孝」（『日本古代史の基礎的研究 下 制度編』、東京大学出版会、一九六四年、初出は一九三一年）。

四五 荒井秀規「国分寺の寺田」（『国分寺の創建 思想・制度編』、吉川弘文館、二〇一三年）。

四六 前載註四三今泉氏論文や市大樹「国分寺と木簡―但馬国分寺木簡を中心に―」（『国分寺の創建 組織・技術編』、吉川弘文館、二〇一三年）は、但馬国分寺木簡を詳細に検討し、大衆院が日常的な人員・物品の管理を行っていた様子を復元されている。

四七 川尻秋生「資財帳からみた伽藍と大衆院・政所」（『古代』第一一〇号、二〇〇一年）。

四八 前載註四五荒井氏論文によると、一条目の奴婢購入許可は、二条目の国分寺寺田の耕作権の三綱への移管を受け、寺田の耕作に従事させるための追加と考えられる。

四九 前載註四井上氏論文は、先度の尼は、天平十三年（七四一）の国分寺二建立の詔にて定められた尼であり、後度の尼は、道鏡政権の際に増加されたものとされている。

五〇 前載註四海野氏論文は、造営のための経済的枠組みである出挙利稲が修理費用として用いられたことから、出挙利稲はこの時期にも有効な財源として存続・機能していたと評価されている。

五一 前載註四海野氏論文。

五二 深田遺跡と出土木簡については、鎌田元一「木簡からみた但馬国府」（『律令国家史の

研究』、塙書房、二〇〇八年、初出は二〇〇四）を参照。

五三 前載註四六市氏論文。

五四 具体的には、三綱が使用した造寺料の報告を国師に行っていたことは、【史料③】などから推察することが可能である。前載註四六市氏論文によると、三綱は国衙側から造寺料を受け取り、残余は国衙の掌握する正倉に返納されていた。この造寺料の輸送やさらには国分寺側からの国衙への造寺料費の申請にも国師が関与したと考えられるが、推定の域を出ない。今後の課題としたい。

五五 【史料⑦】からは三綱が国司の管理下に入ることを嫌う様子が読み取れる。

五六 前載註四藤本氏論文。

五七 この使を、『新日本古典文学大系十五 続日本紀四』（岩波書店、一九九五年）は、朝集使と解釈されている。

五八 山田英雄「国の等級についての内藤氏の論をよんで」（『続日本紀研究』第五巻第四号、一九五八年）。

五九 前載註二前田氏論文は、国衙行政上とは別のところに人員増加の理由があるとしているが、【史料⑭】を踏まえると従えない（前載註四名畑氏論文参照）。

六〇 様々に解釈されているが、『新日本古典文学大系十六 続日本紀五』（岩波書店、一九九八年）の講師と複講との解釈に従っておく。講師は、仏典を講義する僧侶を指し、複講は講師の講義を再び繰り返して講ずる役目の僧を意味すると考えられる。

六一 前載註四名畑氏論文。

六二 前載註四井上氏論文、岡本実佳「光仁・桓武天皇と仏教―両天皇の仏教政策を中心に―」（『史友』第五〇号、二〇一八年）。

六三 本来ならば、国師が講師に改称される延暦十四年（七九六）八月十二日太政官符の検討も行うべきであるが、十分な考察を行うことが出来なかった。今後の課題としたい。

六四 前載註四井上氏論文。

六五 前註載二前田氏論文。

六六 前載註四堀氏論文。氏は、員数増加を光仁朝の仏教政策の弛緩と解されている。地方
仏教行政的な視点で捉えることも必要であろう。

六七 前載註四名畑氏論文。氏は、他の要因として百万塔造営・陀羅尼印刷への関与や、供
養にたずさわった僧を榮譽として国師に任じたことを挙げておられる。しかし、百万塔造
営や陀羅尼印刷への関与や供養に国師が携わった積極的な根拠はなく、再考が必要である
う。

六八 前載註五八山田氏論文。

六九 前載註四堀氏論文。

七〇 前載註四佐竹氏論文。

七一 前載註四名畑氏論文。

七二 前載註二柴田氏論文。

七三 前載註四藤井氏論文は、当該部分は、国師遷替の状況を示しており、任期をも意味し
ているかどうかきめ難いとされている。しかし、国師に任期があったことは、【史料⑥】
からも窺え、【史料①】で述べたように待遇面で国司と並ぶ存在であったことを踏まえる
と、任期を国司と異なる期間とする積極的な理由もないと考えられる。

七四 【史料②①】は、下伝使とされており、山陽道を下っているため、赴任時の食料供給で
あると考えられる。【史料②②】は、赴任、帰京のどちらか判然としない。

七五 前載註六二や第一章第二節で述べたように、延暦十四年（七九五）、従来の「行政的
職務」を一切禁止し、純粹に仏教者としての活動にのみ限定するために国師は講師に改称
される。

七六 以下『大日本古文書 編年文書』に収録された古文書については、『大日古』二十四
六〇三〜六〇七というように省略して示す。

七七 水野柳太郎「寺院の墾田地」（『日本古代の食封と出挙』、吉川弘文館、二〇〇二年、

初出は一九六八年)。

七八 水野氏は、『史料②③』が、下文の四月一日に引かれて、十一日が一日になった可能性や【史料②③】が太政官符―治部省符―大宰府牒と転写される中で、脱落が生じた可能性、また【史料②④】も転写の中で、上文の十四日に引かれて、一日が十一になった可能性があるとされている。

七九 水野氏は、『続日本紀』の傍注の推暦に誤りがある場合や『続日本紀』編者が数字の日付を干支に換算するときに誤った場合、【史料②④】が誤写の場合、七月十三日は太政官符の発布が決定された日付で、十四日は太政官符の日付という場合などを想定されている。

八〇 治部省符にくらべると、官府の施行が著しくおそいことについては、水野氏は、天平勝宝元年(七四九)に実施された班田に伴う事務の輻湊によるか、寺院に対する墾田地占定の許可は、民部省の所管外の事項として施行の手続をとらなかつたが、治部省は寺院に対する許可の通達を中心に考えて、地方官の管内に存在する寺院についてのみ通達したので、地方官の管内に存在しない寺院の墾田地占定についての疑義が生じ、墾田地占定に関する土地を所管事項とする民部省が、改めて勅の全文を国司に伝達した場合を想定されている。

八一 前載註七七水野氏論文。

八二 岡野浩二「筑紫観世音寺の寺院機構」(『日本歴史』第四九六号、一九八八年)は、大宰府―筑紫国師―観世音寺三綱といった統属関係を指摘されている。

八三 渡辺直彦「筑前国司廃置に関する研究」(『日本古代官位制度の基礎的研究 増訂 板』、一九七八年、初出は一九六二年)は、天平十八年(七四六)から勝宝八歳(七五六)までは筑紫国司がいたと指摘されているが、この時期は筑前守が頻繁に交替していて、どこまで筑前国が国務を遂行し得たのかについては疑問が残り、大宰府が筑前国の国務を兼帯したと解釈する余地も残されている。

八四 倉橋はるみ「度縁と戒牒―奈良末期～平安初期を中心に―」(『日本歴史』第四〇四号、一九八二年)は、国解を一種の優婆塞貢進解文と解されている。

八五 前載註八四倉橋氏論文。

八六 中井真孝「奈良時代の得度制度」(『日本古代仏教制度史の研究』、法蔵館、一九九一年、初出は一九八六年)。

八七 本事例では、国師と師主が一致しているが、一般的には国師が師主に情報伝達を行っていたと解釈できない積極的な根拠もないため、前述のように解釈した。

八八 前載註八四倉橋氏論文。

八九 「僧尼帳」については、佐久間竜「官僧について」(『日本古代僧伝の研究』、吉川弘文館、一九八三年、初出は一九五六年)を参照。

九〇 前載註八四倉橋氏論文。

九一 紙面に「因国師印」十四個が確認される。

九二 紙面に「因幡国印」十六個が確認される。

九三 前載註四川尻氏論文。

九四 小口雅史「律令制下寺院経済の管理統制機構―東大寺領北陸初期庄園分析の一視覚として―」(『デジタル古文書集 日本古代土地経営関係史料集成―東大寺領・北陸編―』、同成社、一九九九年、初出は一九八〇年)。

九五 国師はただ単に田籍勘定に立ち会うだけで、国司が業務を行ったのではないかという批判が考えられる。しかし、もし国司が業務を行ったのであれば、それを示す文言が【史料②】にあつてしかるべきであるが、それが見られない。本稿ではその点を重視し、上記のように解釈した。

九六 翻刻は、鈴木実「奈良・平安初期における多度神宮寺の位相―「多度神宮寺伽藍縁起并資財帳」願文にみる水の祭祀と王権―」(『続日本紀研究』第四〇七号、二〇一三年)、西宮秀紀「多度神宮寺伽藍縁起并資財帳の伝来と写本研究覚書」(『専修大学人文科学研究

所月報』第二八七号、二〇一七年）を参照した。

九七 前載註四川尻氏論文。

九八 前載註四川尻氏論文。川尻氏は、国司の関与が見られないことから、この資財帳は定額寺に課せられた資財帳ではないとされている。

九九 中林隆之「優婆塞（夷）貢進制度の展開」（『正倉院文書研究』一、一九九三年）。氏は、【史料①】【史料②】以外に「四月 五月」と追記がある貢進文は、大仏造営等に際して優婆塞（夷）以外の労役者労務管理のために、造東大寺司政所によって作成された書類とされている。

一〇〇 鬼頭清明「天平期の優婆塞貢進の社会的背景」（『日本古代都市論序説』、法政大学出版局、一九七七年、初出は一九七二年）。

一〇一 佐藤文子「優婆塞貢進の実像とその史的意義」（『日本古代の政治と仏教 国家仏教論を越えて』、二〇一八年、初出は一九九三年）。

一〇二 佐久間竜「優婆塞貢進解の人々―美濃国の場合―」（『信濃』第二十三卷第二号、一九七一年）。

一〇三 濱道孝尚「正倉院文書からみた僧良弁の実像」（『東大寺の新研究二 歴史のなかの東大寺』、法蔵館、二〇一七年）。氏は、天平勝宝頃の活動は、教学振興に関わる活動以上のものでなく、造寺への具体的な指示が確認できるのは、天平宝字年間に入る頃からであるとされている。しかし、「造東大寺司造仏注文」（『大日古』四・四〇八・四〇九）からは、良弁の天平十九年（七四七）六月十五日、天平二十一年（七四九）三月二十七日、天平勝宝六年三月十五日（七五四）の宣によって、造仏が開始されており、天平十九年（七四七）以降に遡らせて考えることも可能であろう（鷲森浩幸「奈良時代における寺院造営と僧―東大寺・石山寺造営を中心に―」（『ヒストリア』第一二二号、一九八八年）を参照）。

一〇四 福山敏男「奈良時代に於ける石山寺の造営」（『日本建築史の研究』、桑名文星堂、一

九四三年)、松原弘宣「勢多庄と材木運漕」(『日本古代水上交通史の研究』、吉川弘文館、一九八五年、初出は一九七六―一九七七年)、前掲註一〇三鷺森氏論文、同「天平宝字六年石山寺造営における人事システム」(『日本史研究』三五四、一九九二年)山下有美「石山寺造営機構の性格と展開」(『正倉院文書研究』十六、二〇一九年)など。

一〇五 前載註一〇四福山氏論文。

一〇六 三丈殿の運漕と石山寺造営における用途については、前載註一〇四福山氏論文の表十二を参照。

一〇七 岡藤良敬「信楽板殿壊運漕の経過と経費」(『福岡大学人文論叢』第二五卷第三号、一九九三年)は、内容が三丈殿の破運漕費に関わるものに限られることから、「使僧慶宝解」と仮称しているが、【史料③⑥】に見られるように、信楽殿壊運所の関与が見られないわけではない。また、信楽殿壊運所に関与した「慶宝」「法宣」の関与も確認される。よって、「信楽殿壊運所解」という史料名を採用した。

一〇八 詳細は不明であるが、前載註一〇四福山氏論文は、信乐山と推測されている。

一〇九 前載註一〇四松原氏論文。

一一〇 前載註一〇四福山氏論文。また、前掲註一〇四岡藤氏論文は、【史料③④】と同日に出入された五丈殿の丈尺勘注解には運夫の注記があり、【史料③④】には見られないことは、施入者の法備国師が負担したと関係があると推測されている。

一一一 石山寺関係文書には、「宝慶」という僧侶の存在が確認できるが、前載註一〇四松原氏論文に基づき、「慶宝」と同一人物と考える。

一一二 前載註一〇四松原氏論文。また氏によると、「正順」が信楽殿壊運所への関与は確認されない。また前載註一〇四福山氏論文によると、「慶宝」「法宣」は、近江林寺の僧侶であることが確認される。

一一三 前載註一〇三鷺森氏論文。

一一四 復元については、岡藤良敬「造石山寺所関係文書・史料編」(『福岡大学 総合研究

所報』第一〇〇号、一九八七年)、前載註一〇四山下氏論文を参照。

二二五 『大日古』四一五三三。

二二六 「大友禅師所」については、前載註一〇四松原氏論文を参照。氏は、信楽殿壞運所の中で一定の役割を果たしていると推測されている。

二二七 大友禅師は、信楽殿壞運所と関係を有していたこと、信楽殿は、「甲賀殿」とも呼ばれていたことを踏まえると、信楽殿壞運所であると考えることができ、推測の域を出ない。

二二八 復元については、前載註一〇四福山氏論文、岡藤良敬「造石山院所解案(秋季告

朔)」（『日本古代造営史料の復元研究』、法政大学出版社、一九八五年）、前載註一一四岡藤氏論文を参照した。

二二九 『大日古』十六一―二四九。

二二〇 前載註一一一参照。

二二一 舍人クラスの事務官人を指す。その編成については、前載註一〇四鷺森氏論文参照。

二二三 造東大寺司に属する技術労働者を指す。その編成については、前載註一〇四鷺森氏論文参照。

二二三 前載註一〇四鷺森氏論文。

二二四 前載註一〇四松原氏論文。

二二五 様工は、一定の作業を集団的に請け負う雇工を指す。浅香年木「様工とその長の性格」（『日本古代手工業史の研究』、法政大学出版社、一九七一年、初出は一九六七年）によると、様工集団は、代表者（長）に一括支給された功食料の配分に関して、官営工房側が関与せず、官営工房側の差配によって組織されたものではなく、長によって私的に編成されたものであった。また、西山良平「奈良時代「山野」領有の考察」（『史林』第六〇巻第三号、一九七七年）によると、山作所周辺に存在し伐木にのみ従った「様木工」は、伐

木に主とした生産者である「杣人」的側面を備えていた。

二二六 伐木労働力に従事した雇工を指す。

二二七 奈良時代、寺院に属する、造営のための材木の伐採・政策を扱った作業事務所。石

山寺造営に関しては、甲賀山作所や田上山作所などの存在が知られている。

二二八 前載註一〇二五西山氏論文。

二二九 前載註一〇四鷺森氏論文。氏は、実際の雇傭の当事者は山作所の領であるが、彼ら

は基本的には造石山寺所の指示に従い、具体的な雇傭の事務を執行しているだけと指摘され

一三〇 前載註一〇三鷺森氏論文。

一三一 前載註一〇四山下氏論文。

一三二 中林隆之「律令制的土地支配と寺家」(『日本史研究』三七四、一九九三年)。

一三三 鈴木景二「都鄙間交通と在地秩序―奈良・平安初期の仏教を素材として―」(『日本

史研究』三七九、一九九四年)。

一三四 因幡国の事例も、東大寺立券使僧慶浄が田籍の勘定に関与するため、国師の実務が必要になったと考えられる。そのため、この事例も慶浄と国司を結びつける事例として考

えることができる。

一三五 前載註四藤井氏論文。

一三六 『東大寺要録』巻第五、諸宗章第六、華嚴宗。

一三七 『大日古』三一六二四〇六二五。

一三八 『大日古』四一二七〇二八、四一七〇〇七一、十三一二二四〇二二五。

一三九 『大日古』十六一五〇四〇五〇五。

一四〇 以上の柴田氏の見解は、前掲註二柴田氏論文による。

一四一 前掲註四藤井氏論文。氏は、続く四〇七一には「郡司已下子弟已上諸人多集此会

」とあることから、国師の従僧は郡司の子弟以上の階層の人々と親密裡に飲餞を共にし

える社会的地位にあったとされている。しかし、『新日本古典文学大系四 萬葉集』四（岩波書店、二〇〇三年）の解説では、四〇七〇と四〇七一の間には題詞の脱落の可能性があり、同時に読まれた歌であるかは不明としており、郡司子弟已上との関係を結んでい
たことまで読み取れるかは疑義がある。

^{一四二} 前掲註一三三鈴木氏論文。氏は、前掲註四藤井氏論文の『万葉集』の解釈を受け、
国師が郡司以下子弟以上と日常的なつながりがあり、それが私的法会への屈請を可能にし
たと解された。しかし、前掲註一四一で述べたように『万葉集』の解釈には疑義が残る。

^{一四三} 川尻秋生A「日本古代における在地仏教の特質―僧侶の出自と寺院機能―」（『古代
東国の考古学』、慶友社、二〇〇五年）、同B「寺院と知識」（『列島の古代史 ひと・も
の・こと 三 社会集団と政治組織』、岩波書店、二〇〇五年）。氏は、他にも個別事例な
がら、伊勢国多気郡の近長谷寺の場合、土地施入が「除病延命」や祖霊信仰に基づいた法
会を契機とし、在地寺院は、単独で存在したのではなく、大寺院との交通を必要としたこ
と、前述の多度神宮寺の場合、法会の費用は出挙によって支出されており、出挙の未納
は、寺院に対してのみならず信者（知識）全般に対する追善・非田・勸農への背信を意味
したことも明らかにされた。

^{一四四} 三舟隆之「古代の僧侶の交通 『日本霊異記』を中心として」（『日本古代の地域と
交流』、臨川書店、二〇一六年）。氏は、『日本霊異記』の地域関係説話は官道沿いに展開
し、その郡には、国府・国分寺・古代寺院や駅家などの交通機関が存在する例が多いこと
などを論じられている。

^{一四五} 前掲註四藤本氏論文。

^{一四六} 藤本誠「日本古代仏教史像の再検討」（『古代国家仏教と在地社会 日本霊異記と東
大寺諷誦文稿の研究』、吉川弘文館、二〇一八年）。

^{一四七} 鈴木景二「律令国家と神祇・仏教」（『岩波講座 日本歴史』第三卷、岩波書店、二
〇一四年）。古代国家は僧侶の都鄙間交通を奨励したかどうかについては、判然としない

が、管見の限りそれを示す史料は、奈良時代については見受けられない。今後の課題としたい。

一四八 吉川真司「天平文化論」(『岩波講座 日本歴史』第三卷、岩波書店、二〇一四年)。
一四九 前掲註四堀氏論文は、畿内から諸国へと臨時講会が展開した背景として、諸国国師の赴任とその能力の上昇があつたとされたが、在地社会との関係については論じていない。

一五〇 前掲註四井上氏論文。

一五一 前掲註四藤本氏論文。

一五二 前掲註一三三鈴木氏論文。

一五三 前掲註一四三川尻氏A論文。

一五四 前掲註一〇一佐藤氏論文。

一五五 石山寺造営での国師の活動からは、僧侶輩出との関係は読み取れないが、仕丁貢進文の事例からは読み取ることができると考えている。

一五六 鷺森浩幸「僧尼令における三綱」(『南都仏教』第六十三号、一九八九年)。

一五七 僧尼令に関する研究は、膨大にあり、枚挙にいとまがないほどであるが、基礎的且つ総合的な研究としては、井上光貞「仏教と律令―僧尼令の刑罰体系―」(『日本古代思想史の研究』、岩波書店、一九八二年)が挙げられる。僧尼令の全体的な分析は、今後の課題とし、別稿を期したい。

一五八 以上の川尻氏の見解は前掲註一四三川尻氏B論文による。

一五九 前掲註一四七鈴木氏論文。

一六〇 早川庄八「任僧綱儀と任僧綱告牒」(『日本古代官僚制の研究』、岩波書店、一九八六年)によると、移式準用の「牒」は、養老僧尼令27焚身捨身条集解古記に引用された養老三年(七一九)十二月七日格によって始まったものである。

一六一 田村圓澄「僧官と僧官制度」(『飛鳥仏教史研究』、塙書房、一九六九年、初出は一九

六四年)。氏は、僧綱の特殊な法的地位ないし慣行、すなわち仏教教団を、俗世間の外におこうとする律令法の根本理念が表現されていると評価されている。

一六二 前掲註三井上氏論文。

一六三 前掲註一七井上氏論文。

一六四 中井真孝「奈良時代の僧綱」(『日本古代仏教制度史の研究』、法蔵館、一九九一年、初出は一九八〇年)。

一六五 本郷真紹「宝亀年間に於ける僧綱の変容」(『律令国家仏教の研究』、法蔵館、二〇〇五年、初出は一九八五年)。

一六六 前掲註一四七鈴木氏論文。

一六七 前掲註一六四中井氏論文。

一六八 藪田香融「国家仏教と社会生活」(『岩波講座 日本歴史』、岩波書店、一九七六年)。

一六九 前掲註三、一七井上氏論文。

一七〇 優婆塞貢進文の分析を行った前掲註一〇一佐藤氏論文は、古代において出家得度の際する「正規の」手続きに関わると考えられてきた優婆塞貢進文が皇后宮職(権力中枢)に提出された私的「囑請」(たのむ、依頼すること。『続日本紀』天平六年(七三四)十一月二十日条を参照。)という性格が強いものであったことを明らかにされた。そのため、僧侶集団を公民とは区別して、国家の管理下に置く措置が、どこまで実現していたかは疑問が残る。

一七一 若井敏明「律令国家の僧俗関係について」(『ヒストリア』第一三五号、一九九二年)。

一七二 前掲註一六一田村氏論文。

一七三 前掲註三井上氏論文。氏は、国司と国師の「管隸関係」については言及されておられない。しかし、僧綱が治部省被官の玄番寮に隸属していたと評価している点から、国師

も国司に隷属し、地方の仏教界は、直接は俗官である国司ではなく、国師に統属したと解している推測され、概ね後述の藪田氏の見解と同じであると考えられる。

一七四 前掲註一七井上氏論文。

一七五 前掲註一六八藪田氏論文。

一七六 前掲註二柴田氏論文。

一七七 前掲註一七井上氏論文、前掲註一六八藪田氏論文。

一七八 国師が管轄した国分寺以外の地方寺院は、あくまでも檀越の私寺であり、定額寺制度が檀越にとつて合法的な土地集積の容認制度であった（前掲註一荒井氏論文参照）ように、檀越の私的経済要素が強いものであったといふことができる。【史料②】では、国内寺院の檀越を代表するのは、国司とされている。しかし、国師が結びつきを有する在地の僧侶たちは、檀越となる郡司層豪族の周辺から出たと考えられ（前掲註四中村氏論文、前掲註一四三川尻氏A論文）、在地豪族の建立した寺院は、在地の支配秩序の形成、維持のための法会が開催される場であり、国師を含む官大寺僧が導師をつとめていた（前掲註一三三鈴木氏論文参照）。そして、国師は、中央の高僧と在地社会の有力者との結びつきに基づき、中央が進める仏教政策の援助活動を行うことさえあった（第三章第二節参照）。よつて、檀越は、国司だけではなく国師とも結びついていたと解される。よつて、国師が地方寺院の検校を行うことは、実際の寺院経済を握る檀越との関係を調整する上でも有利に働いたと考えられる。だからこそ、部内の定額寺や有力私寺に対して国家の臨時法会実施の際の指示・管理を行うことが可能であった（前掲註四藤本氏論文）と考えられる。

一七九 前掲註二八市氏論文。

一八〇 僧侶集団を公民とは区別して、国家の管理下に置く措置という側面もあるが、前掲

註一七〇で指摘したように、どこまでその統制が実現できていたかには疑問が残る。

一八一 前掲註二柴田氏論文。

一八二 吉田孝「律令国家の諸段階」(『律令国家と古代の社会』、岩波書店、一九八三年、初出は一九八二年)。

一八三 吉川真司「律令体制の展開と列島社会」(『列島の古代史』、ひと・もの・こと 八

古代史の流れ』、岩波書店、二〇〇六年)。

一八四 前掲註一荒井氏論文。

一八五 鷲森浩幸「八世紀における寺院の所領とその認定」(『日本古代の王家・寺院と所

領』、塙書房、二〇〇一年、初出は一九九五年)。

一八六 前掲註二四木本氏論文。

一八七 本郷真紹「律令国家仏教の成立と展開」(『律令国家仏教の研究』、法蔵館、二〇〇五年、初出は一九八七年、一九九三年)。

一八八 前掲註四中村氏論文、前掲註一八二吉田氏論文。

一八九 『続日本紀』靈龜二年(七一六)五月二八日条

一九〇 前掲註一六四中井氏論文。氏は、「自_レ今以後、一依_二前例_一、僧綱之政、亦申_レ官待_レ報。」の部分の「前例」を「僧綱之政、亦申_レ官待_レ報。」にかけて解釈し、綱政は太政

官の指示を仰ぐのが慣例であったと推測されたが、「亦」を重視すれば、「自_レ今以後、一

依_二前例_一」の部分は、「宜_下令_レ進_二其印_一、置_中大臣所上。」にかけて解するべきであろう

一九一 前掲註一八三吉川氏論文。

一九二 【史料④】の措置も想像をたくましくすれば、律令に規定する玄番寮の統制ではなく、直接太政官の統制下に置くことで、その統制を強めたフレキシブルな律令体制の原則

の修正とも解される。今後の課題としたい。

一九三 前掲註四藤井氏論文。

一九四 前掲註四不破氏論文。氏は、講読師と国司の地方仏教行政上の関係について論じて

おられるが、その前提となる国師制度の理解について従えない部分があり(第一章参照)、今後氏の見解の妥当性について検討を加えていきたい。

一九五 延暦十四年（七九五）までの桓武朝は、国師の「行政的職務」を必要としていた。それは、桓武朝前半の改革が、国師の「行政的職務」を容認していることから窺える。そのため、国師から講師への名称変更は桓武朝の仏教政策の中でも大きな転換とも言える。そのため、桓武朝の仏教政策の変化を考える上でも国師制度から講師制度への展開は重要な論点であると言える。近年の桓武朝の仏教政策の研究の中では、難波美緒「延暦年間後半における仏教政策の展開―主に桓武天皇と施暁の関係の契機として―」（『早稲田大学総合人文科学研究センター研究誌 WASEDA RILAS JOURNAL』四、二〇一六年）が、延暦十年頃の仏教政策については、延暦十二年（七九三）に僧綱の一員となった施暁が桓武天皇に仏教的な知識を与え、仏教を弘めることに天皇として協力する意志を示し、僧侶が仏教の要をあきらかにするものと認識するようになったことによる変化を指摘されている。また、前掲註六二岡本氏論文は、延暦十三年（七九四）に平安京遷都が行われたことで、ほころびが出てきた部分を糺すという意味で再び取り締まりや対応策が行われたという評価をされている。

一九六 例えば、僧綱制度の変遷と国師・講読師制度との関係、定額寺制度、国分寺制度の変遷などである。

〈引用史料目録〉

○編纂史料

『日本書紀』(日本古典文学大系、岩波書店)

『続日本紀』(新日本古典文学大系、岩波書店)

『日本後紀』(新訂増補国史大系、吉川弘文館・訳注日本史料、集英社)

『類聚国史』(新訂増補国史大系、吉川弘文館)

『続群書類従』(続群書類従完成会)

○古文書

正倉院文書(大日本古文書(編年文書)、東京大学出版会)

『正税帳』(林陸朗・鈴木靖民編『復元天平諸国正税帳』、現代思潮社)

その他古文書(大日本古文書(編年文書)、東京大学出版会、竹内理三編『平安遺文』、東京堂出版)

○法制史料

『律令』(日本思想大系、岩波書店)

『延喜式』(新訂増補国史大系、吉川弘文館・訳注日本史料、集英社)

『類聚三代格』(新訂増補国史大系、吉川弘文館)

『貞観交替式』(新訂増補国史大系、吉川弘文館)

○仏教関係史料

『東大寺要録』(筒井英俊校訂、国書刊行会)

○文学関係史料

『万葉集』(新日本古典文学大系、岩波書店)

『日本霊異記』(新日本古典文学大系、岩波書店)